

あすひら 未来を拓く

ANNUAL REPORT 2022

〈資料編〉

INDEX

●当金庫の概要	1
●主要な事業の内容	1
●事業の概況	2
●事業の展望と対処すべき課題	2
●財務諸表	3～6
●経営指標	7
●預金に関する指標	8
●貸出金等に関する指標	8
●有価証券等に関する指標	9
●連結決算の状況	10～14
●パーゼルⅢ 第3の柱による開示	
定性的な開示事項(単体・連結ベース)	15～17
〈単体における開示〉	
自己資本の構成に関する開示事項	18
定量的な開示事項	19～22
〈連結における開示〉	
自己資本の構成に関する開示事項	23
定量的な開示事項	24～27
●リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況について	28
●金融仲介機能の発揮について	28
●リスク管理態勢について	29
●内部管理態勢の充実について	30～33
●商品・サービス等のご案内	34～35
●2021年度 開示項目一覧	36～37

当金庫の概要



- 名 称 大分みらい信用金庫
- 本店所在地 大分県別府市駅前本町1番31号
〒874-8639 TEL 0977-22-1181
- 創立年月日 1922年4月12日
- 出 資 金 15億3百万円
- 会 員 数 42,762人
- 店 舗 数 30店舗
- 役 職 員 数 386人
- 預 金 積 金 4,276億円
- 貸 出 金 2,088億円
- 営 業 地 区 別府市・大分市・日田市・臼杵市・津久見市・
竹田市・杵築市・中津市・宇佐市・豊後高田市・
豊後大野市・由布市・国東市・東国東郡・
速見郡・玖珠郡(以上 大分県)
豊前市・築上郡(以上 福岡県)

(2022年3月31日現在)

主要な事業の内容

1.預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取り扱っております。
2.貸出業務	
(1) 貸付	手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。
(2) 手形の割引	銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取り扱っております。
3.有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
4.内国為替業務	送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。
5.附随業務	
(1) 代理業務	① 日本銀行歳入代理店および国債代理店業務 ② 地方公共団体の公金取扱業務 ③ 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ④ 信金中央金庫、日本政策金融公庫等の代理貸付業務
(2) 保護預りおよび貸金庫業務	
(3) 有価証券の貸付	
(4) 債務の保証	
(5) 公共債の引受	
(6) 国債等公共債および証券投資信託の窓口販売	
(7) 保険業法第275条第1項による保険募集の業務	
(8) 確定拠出年金法第88号による業務	
(9) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理	
(10) 電子債権記録業に係る業務	
(11) 地域活性化等業務	

事業の概況

当金庫は2022年4月12日に創立100周年を迎えました。この度の100周年では今日まで育てていただいた地域の皆さまへの感謝の気持ちを大切にし、金庫一体となって各種記念事業に取り組んでまいります。

さて、2021年度よりスタートした「10カ年長期事業計画」では、10年後のビジョンに「Heart to Heart～あなたがいちばんに相談したい金融機関～」を掲げ、戦略テーマを「シンカへの挑戦」と定めています。本計画は2021～2023年度の第1フェーズ（進化・新化への挑戦）、2024～2026年度の第2フェーズ（深化への挑戦）、2027～2030年度の第3フェーズ（真価への挑戦・人間力の発揮）の構成としており、フェーズ毎に時勢に応じた中期計画を策定することとしています。

2021年度からの第1フェーズでは、中期計画「第1次『シンカへの挑戦』3カ年計画」を策定し、業務のデジタル化により生産性向上と顧客接点の拡充を図り、新しい“みらいしんきん”へ「新化」することを目指して活動しています。

2021年度は初年度として「お客さま支援の進化」、「収益力の強化」、「エンゲージメントの向上」、「ブランド力の新化」、「経営管理と統合的なリスク管理態勢の強化」の5項目を重点施策に掲げて取り組みました。

「お客さま支援の進化」では、長引くコロナ禍からの復興支援を第一義とし、課題解決シート「そうだ!みらいに相談しよう」を活用して事業先の本業支援に取り組みました。また、地域観光を支援する取り組みとして、自治体や県下信用金庫と協働してオンラインツアーを3回実施し、全国より延べ142名に参加していただきました。

「収益力の強化」では、コロナ禍による活動制限がある中、事業先の資金繰り支援に注力するとともに、新たにWEBローンの取り扱いを開始して非対面での受付チャネルを整備しました。また、経営効率の向上を図るため、タブレット端末を活用したリモート会議の実施や紙媒体のイメージ化など業務のデジタル化を推進しました。

「エンゲージメントの向上」では、定年退職日と最終資格確定日を年度末日に変更するなど人事制度の一部改定を行いました。また、子育てと仕事の両立支援策の一環として、企業主導型保育園と共同利用契約を締結しました。

「ブランド力の新化」では、若手職員によるプロジェクトを推進し、当金庫の新しいブランドイメージについて検討しました。また、「みらいハートプラザ大分」の開設準備や本店の新築工事を進めました。一方、創立100周年にかかる各種イベントについては、新型コロナの先行きが不透明なことから開催時期を1年間延期することとしました。

「経営管理と統合的なリスク管理態勢の強化」では、役員による営業店勉強会の実施など、不祥事件の再発防止やハラスメントの防止に向けた啓蒙活動を推進しました。また、近年の災害等の発生に鑑み、日本銀行や関連業者と連携して「有事における資金調達訓練」を実施しました。

事業の展望と対処すべき課題

2022年度は引き続きコロナ禍からの復興を目指して、事業先の資金繰り支援や本業支援に取り組んでまいります。また、アフターコロナを見据えて自治体や業界団体等と連携し、地域課題の解決に向けた各種事業を推進してまいります。

今後は業況低迷や後継者難を理由として、やむなく廃業を検討される事業先が増加することも想定されますので、金庫内で事業譲渡やM&A等の情報共有を図り、地域産業や雇用を支える活動を強化してまいります。

そのほか、デジタル技術の活用による生産性の向上や非対面型ローン商品の拡充、マーケティングの高度化等に取り組むとともに、「みらいハートプラザ」の機能強化を図り、地域の皆さまに高い付加価値を提供できるビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。

財務諸表

●貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2020年度	2021年度
(資産の部)		
現金	4,069	3,382
預け金	106,741	103,611
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買入金銭債権	287	313
金銭の信託	181	180
有価証券	134,166	137,933
国債	26,449	23,334
地方債	35,402	39,094
社債	46,918	49,041
株式	1,084	1,235
その他の証券	24,312	25,227
貸出金	208,206	208,841
割引手形	980	974
手形貸付	10,109	10,334
証書貸付	187,374	186,600
当座貸越	9,741	10,932
その他資産	2,378	2,328
未決済為替貸	55	55
信金中金出資金	1,735	1,735
前払費用	9	28
未収収益	369	372
その他の資産	209	136
有形固定資産	4,665	4,718
建物	1,417	1,351
土地	2,818	2,818
リース資産	69	27
建設仮勘定	21	222
その他の有形固定資産	337	299
無形固定資産	128	129
ソフトウェア	113	114
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	15	15
前払年金費用	39	88
繰延税金資産	—	545
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	6,497	6,200
貸倒引当金	△ 7,691	△ 7,388
(うち個別貸倒引当金)	(△ 6,656)	(△ 6,307)
投資損失引当金	—	—
資産の部合計	459,671	460,887

(単位:百万円)

科 目	2020年度	2021年度
(負債の部)		
預金積金	422,421	427,632
当座預金	4,692	4,065
普通預金	194,334	201,170
貯蓄預金	1,963	1,961
通知預金	376	367
定期預金	199,445	197,910
定期積金	10,125	9,899
その他の預金	11,483	12,256
譲渡性預金	—	—
借入金	2,775	625
コマーシャル・ペーパー	—	—
その他負債	1,059	1,020
未決済為替借	80	99
未払費用	326	271
給付補填備金	2	1
未払法人税等	54	95
前受収益	72	72
払戻未済金	6	11
職員預り金	253	261
リース債務	28	18
資産除去債務	41	41
その他の負債	191	146
賞与引当金	215	217
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	78	98
睡眠預金払戻損失引当金	70	67
偶発損失引当金	29	72
店舗取崩損失引当金	106	—
繰延税金負債	162	—
再評価に係る繰延税金負債	211	211
債務保証	6,497	6,200
負債の部合計	433,627	436,146
(純資産の部)		
出資金	1,497	1,503
普通出資金	1,497	1,503
優先出資金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	22,791	23,390
利益準備金	1,476	1,476
その他利益剰余金	21,314	21,913
特別積立金	23,200	20,700
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金(△)	△ 1,885	1,213
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	24,288	24,893
その他有価証券評価差額金	1,279	△ 628
土地再評価差額金	475	475
評価・換算差額等合計	1,755	△ 152
純資産の部合計	26,044	24,740
負債及び純資産の部合計	459,671	460,887

●損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2020年度	2021年度
経 常 収 益	5,864	5,913
資金運用収益	5,137	5,111
貸出金利息	3,865	3,732
預け金利息	178	171
コールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	1,048	1,162
その他の受入利息	44	44
役務取引等収益	482	480
受入為替手数料	250	225
その他の役務収益	232	254
その他業務収益	155	221
外国為替売買益	0	1
国債等債券売却益	83	170
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	71	49
その他経常収益	88	100
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	48	95
株式等売却益	9	0
金銭の信託運用益	12	—
その他の経常収益	17	4
経 常 費 用	8,040	5,082
資金調達費用	118	97
預金利息	114	94
給付補填備金繰入額	1	0
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	1	0
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	425	412
支払為替手数料	84	72
その他の役務費用	340	340
その他業務費用	161	69
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	14	—
国債等債券償還損	76	67
国債等債券償却	66	—
その他の業務費用	3	1
経費	4,227	4,097
人件費	2,608	2,523
物件費	1,456	1,419
税 金	162	154
その他経常費用	3,106	405
貸倒引当金繰入額	2,926	238
貸出金償却	18	66
株式等売却損	43	0
株式等償却	0	—
金銭の信託運用損	—	0
その他資産償却	0	0
その他の経常費用	117	100
経常利益又は経常損失(△)	△ 2,175	831
特 別 利 益	15	8
固定資産処分益	3	4
その他の特別利益	12	3
特 別 損 失	173	1
固定資産処分損	41	1
減損損失	3	—
その他の特別損失	128	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 2,333	837
法人税・住民税及び事業税	111	187
法人税等調整額	△ 72	21
法 人 税 等 合 計	39	208
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 2,372	628
繰越金(当期首残高)	471	585
土地再評価差額金取崩額	16	—
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金(△)	△ 1,885	1,213

●剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	2020年度	2021年度
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金(△)	△ 1,885,141,365	1,213,823,442
積立金取崩額	2,500,000,000	—
(うち経営安定化積立金)	(2,500,000,000)	—
利益準備金取崩	—	—
剰余金処分額	29,630,344	572,084,503
利益準備金	—	27,309,100
普通出資に対する配当金	29,630,344	44,775,403
特別積立金	—	500,000,000
(うち経営安定化積立金)	—	(500,000,000)
繰越金(当期末残高)	585,228,291	641,738,939

(注) 2020年度の配当率は、年2.00%、2021年度の配当率は、年3.00%(記念配当 年2.00%を含む)です。

●会計監査人の監査について

信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、会計監査人である公認会計士 川野 嘉久 殿、公認会計士 染矢 亮志 殿の監査を受けております。

2021年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2022年6月29日

大分みらい信用金庫

理 事 長

森 田 展 弘

貸借対照表の注記

1. 評価金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)。ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 12年～50年
その他 3年～20年
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上、リース保証の取決めがあるものは当該残存価額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法廷に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のとおり書きに記録されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後の一定期間における予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定率に基づき、営業部門が第1次、本部融資部門が第2次の査定を実施し、営業担当部署から独立した本部監督部門が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,071百万円であります。
9. 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度(全国信用金庫厚生年金基金)全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)
年金資産の額 1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,817,887百万円
差引額 △ 84,957百万円
(2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和3年3月31日現在)
0.3376%
- (3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金65百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記(2)の割合は、当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てられるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引法等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
15. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点等の収益の計上方法については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
16. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
17. 重要な会計上の見積り関係
会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 7,388百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。
主要な仮定は、(債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価設定し、新型コロナウイルス感染症の将来の推移等については正常化に今後2年程度要するものとした仮定を設けております。
なお、個別貸出先の業績変化、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
18. 理事及び監事との間の取引における理事及び監事に対する金銭債権総額 204百万円
19. 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
20. 子会社に対する金銭債務総額 95百万円
21. 有形固定資産の減価償却累計額 3,943百万円
22. 有形固定資産の圧縮記録額 497百万円
23. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び払込金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の買付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。))であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 6,660百万円
危険債権額 6,579百万円
要管理債権額 1,469百万円
三月以上延滞債権額 2百万円
貸出条件緩和債権額 1,466百万円
小計額 14,708百万円
正常債権額 201,217百万円
合計額 215,925百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に定めた債権の元本の回収及び利息の受取りがでない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支度を回すことを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティ

- シペーションの会計処理及び表示」(平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、123百万円であります。
25. 手形引当金は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は974百万円であります。
 26. 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、日銀繰入代理店取引等の取引の担保として、有価証券3,000百万円及び預け金(定期預金)8,041百万円を差し入れています。
 27. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、(興行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,999百万円
 28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の再評価額は740百万円であります。
 29. 出資1口当たりの純資産額 822円85銭
 30. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。そのため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
(i) 信用リスクの管理
当金庫は、「信用リスク管理基本方針」「信用リスク管理規程」および「貸出事務取扱規程」等の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われております。
信用リスク管理状況については、当金庫の与信状況および大口と信先等の事業内容について信用リスク管理プロセス部会でモニタリングと情報共有を行っております。また信用リスク管理の高度化や、信用リスクの計量化などは、総合リスク管理委員会やALM委員会等で協議検討を行うとともに、結果に応じて必要に応じて総合リスク管理会議・ALM会議(常勤理事会)や理事会に報告・付議する態勢をとっております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
(ii) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM会議(常勤理事会)において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には資金運用部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、IRBB分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会、ALM会議(常勤理事会)等に報告しております。
(iii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、継続的に評価・モニタリングを行っております。
(iv) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理基本方針に基づき、常勤理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は資金運用部を通じ、ALM委員会、ALM会議(常勤理事会)等において定期的に報告されております。
市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」のうち債券、「投資信託」の一部、「貸出金」、及び「預金積金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、金利が1%(100BP:100ベースポイント)上昇した際の経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的指標に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの経済価値変動額を算出し、合算して求めています。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合の経済価値は、6,404百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
(3) 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
31. 金融商品の時価等に関する事項
令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)

貸借対照表計上額				時 価	差 額
(1) 預け金	103,611	103,792			181
(2) 有価証券					
売買目的有価証券	—	—			—
満期保有目的の債券	4,174	4,205			30
その他の有価証券	133,655	133,655			—
(3) 貸出金(*1)	208,841				
貸倒引当金(*2)	△ 7,368				
	201,473	201,372			△ 100
金融資産計	442,915	443,026			111
(1) 預金積金(*1)	427,632	427,785			153
金融負債計	427,632	427,785			153

- (*) 1 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
(*) 2 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)
金融資産
(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
(2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
自庫保証付私募債は、内部取引に基づき元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて(現在価値技法)時価を算定しております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については35.から38.に記載しております。
(3) 貸出金
貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額
- 金融負債
- (1) 預金積金
- 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる場合に想定される適用金利を用いております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
関連法人等株式(*1)	—
非上場株式(*1)	83
信金中金出資金(*1)	1,735
組合出資金(*2)	9
合 計	1,838

- (*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	47,810	33,500	—	22,300
有価証券	6,687	35,554	38,619	54,427
満期保有目的の債券	1,120	2,697	256	100
その他の有価証券のうち 満期があるもの	5,566	32,856	38,362	54,327
貸出金(*)	36,025	68,471	50,466	41,292
合 計	90,523	137,525	89,086	118,019

- (*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
- (注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	365,309	62,264	20	36
合 計	365,309	62,264	20	36

- (*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。
32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、35.まで同様であります。
- 売買目的有価証券

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	—

	種 類	貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	1,000	1,003	3
	短期社債	—	—	—
	社債	2,620	2,638	17
	その他	100	111	11
	小 計	3,720	3,753	32
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	352	351	△ 1
	その他	100	100	△ 0
	小 計	453	451	△ 1
合 計		4,174	4,205	30

	種 類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	872	586	285
	債券	41,979	41,279	700
	国債	9,031	8,788	242
	地方債	15,280	15,053	226
	短期社債	—	—	—
	社債	17,668	17,436	231
	その他	8,617	7,845	772
	小 計	51,469	49,711	1,758
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	269	297	△ 27
	債券	65,517	67,060	△ 1,543
	国債	14,302	14,861	△ 558
	地方債	22,814	23,281	△ 466
	短期社債	—	—	—
	社債	28,399	28,917	△ 517
	その他	16,399	17,452	△ 1,053
	小 計	82,186	84,810	△ 2,624
合 計		133,655	134,521	△ 865

33. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
34. 当事業年度中に売却した其他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	8,851	104	—
国債	6,412	83	—
地方債	2,038	20	—
短期社債	—	—	—
社債	400	0	—
その他	1,955	231	67
合 計	10,806	335	67

35. 減損処理を行った有価証券
- 当事業年度中において減損処理をした有価証券はありません。
36. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	180	△ 0

37. 賃貸不動産の状況に関する事項
- 賃貸不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。
38. 賃貸不動産の時価に関する事項
- 賃貸不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。
39. 当座貸越契約に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,379百万円であります。このうち契約残存期間が1年以上のものも10,281百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高のものが必要しも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の把握又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産、有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
40. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	2,158百万円
固定資産の減損	244
その他有価証券評価差額金	240
貸与引当金	60
減価償却限度超過額	24
役員退職慰労引当金	27
睡眠預金払戻損失引当金	18
その他	119
繰延税金資産小計	2,893
評価性引当額	△ 2,317
繰延税金資産合計	576
繰延税金負債	
前払年金費用	25
その他	5
繰延税金負債合計	30
繰延税金資産の純額	545百万円

41. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
- 顧客との契約から生じた債権 0百万円

42. 会計方針の変更
- (収益認識に関する会計基準の変更)
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これにより、役務取引等収益の一部について主に一時点で収益を計上する方法から、一定の期間にわたって収益を計上する方法に変更しております。
- 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を適及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の「繰越金(当期首残高)」に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱に従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を適及適用していません。
- この結果、収益認識会計基準等の適用による「繰越金(当期首残高)」の期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。
- (時価の算定に関する会計基準等の変更)
- 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当事業年度に与える影響はありません。

43. 表示方法の変更
- 信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づき開示債権の区分等に合わせて表示しております。

損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 12,058千円
- 子会社との取引による費用総額 47,001千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 20円94銭
- その他の役務費用には(信用保証料 324,520千円を含んでおります。
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、342,587千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等のサービス期間に対応して生じる収益については、利用期間に合わせて計上しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再貸付手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

- (注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。
7. その他の特別利益3,500千円は店舗取崩損失引当金の戻入によるものです。

報酬体系について

- 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として選任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

- (1) 報酬体系の概要
- 【基本報酬及び賞与】
- 非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
- そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議をもって決定しております。
- 【退職慰労金】
- 退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、選任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
- なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、規程で定めております。

- (2) 2021年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)
- | 区 分 | 支払総額 |
|-------------|------|
| 対象役員に対する報酬等 | 126 |

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に選任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」107百万円、「退職慰労金」19百万円となっております。2021年度において、「賞与」の支払いはありません。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人員兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。
- (3) その他
- 【信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものも定める件】(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
- 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
- なお、2021年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
- (注) 1. 対象職員等には、期中に選任・退職した者も含まれております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2021年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同額」とは、2021年度に対象職員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 2021年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経営指標

●最近5年間の主要な経営指標の推移

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益 (千円)	6,481,190	6,026,428	5,727,174	5,864,652	5,913,739
経常利益 (又は経常損失(△)) (千円)	614,566	600,388	376,708	△ 2,175,520	831,308
当期純利益 (又は当期純損失(△)) (千円)	564,215	477,163	184,790	△ 2,372,681	628,595
出資総額 (百万円)	1,445	1,464	1,476	1,497	1,503
出資総口数 (千口)	28,903	29,295	29,525	29,949	30,071
純資産額 (百万円)	27,513	28,462	27,562	26,044	24,740
総資産額 (百万円)	418,580	426,442	429,566	459,671	460,887
預金積金残高 (百万円)	381,360	388,293	392,637	422,421	427,632
貸出金残高 (百万円)	193,640	196,111	197,740	208,206	208,841
有価証券残高 (百万円)	125,930	125,867	128,012	134,166	137,933
単体自己資本比率 (%)	13.95	13.93	13.58	12.91	12.98
出資に対する配当金 (円) (出資1口50円当り)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.5
役員数 (人)	17	18	18	17	18
うち常勤役員数 (人)	9	9	9	8	9
職員数 (人)	387	388	382	374	377
会員数 (人)	41,699	42,161	42,406	42,755	42,762

(注) 「単体自己資本比率」は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第21号)」に基づく開示を行っております。

●業務粗利益

	2020年度	2021年度
資金運用収支	5,018,915	5,013,777
資金運用収益	5,137,585	5,111,246
資金調達費用	118,670	97,468
役務取引等収支	57,380	68,297
役務取引等収益	482,900	480,654
役務取引等費用	425,520	412,357
その他の業務収支	△ 6,243	151,667
その他業務収益	155,701	221,141
その他業務費用	161,944	69,474
業務粗利益	5,070,052	5,233,742
業務粗利益率	1.14%	1.15%

(注) 1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2020年度 36千円、2021年度 36千円)を控除して表示しております。
2.業務粗利益率= $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●業務純益

	2020年度	2021年度
業務純益	550,199	1,110,413
実質業務純益	881,723	1,155,974
コア業務純益	955,914	1,053,230
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	872,153	888,835

(注) 1.業務純益=業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2.実質業務純益=業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3.コア業務純益=実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

●資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
資金運用勘定	442,518	452,051	5,137,585	5,111,246	1.16	1.13
うち貸出金	205,729	208,780	3,865,639	3,732,570	1.87	1.78
うち預け金(無利息分を除く)	103,541	106,435	178,689	171,058	0.17	0.16
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	131,304	134,756	1,048,661	1,162,871	0.79	0.86
資金調達勘定	418,127	428,305	118,670	97,468	0.03	0.02
うち預金積金	416,185	425,557	116,221	95,178	0.02	0.02
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1,853	2,650	1,158	953	0.06	0.03

(注) 1.資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2020年度 229百万円、2021年度 243百万円)を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高(2020年度 181百万円、2021年度 181百万円)および利息(2020年度 0百万円、2021年度 0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●利鞘

	(単位:%)	
	2020年度	2021年度
資金運用利回	1.16	1.13
資金調達原価率	1.03	0.97
総資金利鞘	0.13	0.16

●受取・支払利息の増減

	2020年度			2021年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	140,990	△ 48,194	92,796	93,495	△ 119,834	△ 26,339
うち貸出金	93,069	△ 87,279	5,789	59,265	△ 192,334	△ 133,068
うち預け金	3,883	△ 2,326	1,557	6,909	△ 14,540	△ 7,630
うち有価証券	44,982	40,692	85,674	26,131	88,077	114,209
支払利息	3,028	△ 17,738	△ 14,710	△ 19,725	△ 1,476	△ 21,201
うち預金積金	3,171	△ 17,884	△ 14,713	△ 21,042	0	△ 21,042
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 229	123	△ 105	1,270	△ 1,476	△ 205

(注) 1.残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法を採用しております。
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●利益率

	2020年度	2021年度
総資産経常利益率	△ 0.48	0.18
総資産当期純利益率	△ 0.53	0.13

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

●貸倒引当金内訳

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2020年度	703	1,035	—	703	1,035
	2021年度	1,035	1,080	—	1,035	1,080
個別貸倒引当金	2020年度	4,314	6,656	253	4,061	6,656
	2021年度	6,656	6,307	541	6,114	6,307
合 計	2020年度	5,018	7,691	253	4,764	7,691
	2021年度	7,691	7,388	541	7,150	7,388

●貸出金償却

	(単位:千円)
2020年度	18,876
2021年度	66,069

預金に関する指標

●預金積金及び譲渡性預金平均残高 (単位:百万円)

	2020年度	2021年度
流動性預金	195,553	212,409
うち有利息預金	178,826	190,661
定期性預金	219,634	212,138
うち固定金利定期預金	209,425	202,118
うち変動金利定期預金	173	166
その他	998	1,008
計	416,185	425,557
譲渡性預金	0	0
合 計	416,185	425,557

- (注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2.有利息預金は、普通預金、貯蓄預金、通知預金から無利息型普通預金を控除して算出しております。
3.定期性預金=定期預金+定期積金
固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。
変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。
4.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

貸出金等に関する指標

●貸出金平均残高 (単位:百万円)

	2020年度	2021年度
手形貸付	10,523	9,691
証書貸付	183,459	188,050
当座貸越	10,707	10,094
割引手形	1,038	943
合 計	205,729	208,780

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●貸出金残高 (単位:百万円)

	2020年度	2021年度
貸出金	208,206	208,841
固定金利	76,398	77,324
変動金利	131,808	131,517

●貸出金の担保別内訳 (単位:百万円)

	2020年度	2021年度
当金庫預金積金	1,221	1,191
有価証券	400	400
動産	—	—
不動産	41,221	40,539
その他	—	—
計	42,843	42,130
信用保証協会・信用保険	52,643	52,807
保証	25,639	25,774
信用	87,079	88,129
合 計	208,206	208,841

●債務保証見返の担保別内訳 (単位:百万円)

	2020年度	2021年度
当金庫預金積金	8	11
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	5,875	5,584
その他	—	—
計	5,883	5,596
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	0	0
信用	614	604
合 計	6,497	6,200

(注)私募債は除いております。

●貸出金使途別残高 (単位:百万円、%)

	2020年度		2021年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	108,478	52.10%	110,186	52.76%
運転資金	99,728	47.90%	98,655	47.24%
合 計	208,206	100.00%	208,841	100.00%

●定期預金残高 (単位:百万円)

	2020年度	2021年度
定期預金	199,445	197,910
固定金利定期預金	199,276	197,744
変動金利定期預金	167	165
その他	0	0

●住宅ローン・消費者ローン残高 (単位:百万円)

	2020年度	2021年度
住宅ローン	37,930	38,884
消費者ローン	14,397	13,473
合 計	52,327	52,357

●貸出金業種別内訳 (単位:先、百万円、%)

業種区分	2020年度			2021年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	308	9,471	4.54%	307	9,198	4.40%
農業、林業	49	410	0.19%	49	353	0.16%
漁業	7	8	0.00%	5	7	0.00%
鉱業・採石業、砂利採取業	2	115	0.05%	2	94	0.04%
建設業	964	21,814	10.47%	971	22,891	10.96%
電気・ガス・熱供給・水道業	50	1,726	0.82%	54	1,563	0.74%
情報通信業	32	889	0.42%	31	762	0.36%
運輸業、郵便業	56	3,471	1.66%	57	3,499	1.67%
卸売業、小売業	815	18,066	8.67%	830	17,446	8.35%
金融業、保険業	27	2,001	0.96%	27	2,036	0.97%
不動産業	645	36,428	17.49%	641	36,126	17.29%
物品賃貸業	9	323	0.15%	9	395	0.18%
学術研究、専門・技術サービス業	57	615	0.29%	57	734	0.35%
宿泊業	117	10,664	5.12%	116	10,996	5.26%
飲食業	488	6,805	3.26%	507	6,594	3.15%
生活関連サービス業、娯楽業	282	6,196	2.97%	286	6,281	3.00%
教育、学習支援業	35	716	0.34%	36	1,030	0.49%
医療、福祉	146	7,287	3.49%	147	7,150	3.42%
その他のサービス	665	11,908	5.71%	702	12,022	5.75%
小 計	4,754	138,922	66.72%	4,834	139,186	66.64%
地方公共団体	11	14,152	6.79%	11	14,446	6.91%
個人	14,808	55,131	26.47%	13,978	55,208	26.43%
合 計	19,573	208,206	100.00%	18,823	208,841	100.00%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●預貸率 (単位:%)

	2020年度	2021年度
期末預貸率	49.28	48.83
期中平均預貸率	49.43	49.06

- (注) 1.預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

有価証券等に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

●有価証券の種類別の残存期間別の残高

2020年度 (単位:百万円)								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合計
国債	3,017	3,556	—	1,124	2,297	16,453	—	26,449
地方債	4,683	1,048	7,666	3,095	11,568	7,340	—	35,402
社債	6,447	6,203	10,875	3,234	6,124	14,032	—	46,918
株式	—	—	—	—	—	—	1,084	1,084
外国証券	523	100	519	1,173	2,392	5,473	—	10,182
その他の証券	850	1,241	3,967	3,984	1,406	86	2,593	14,129
2021年度 (単位:百万円)								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合計
国債	2,512	1,010	1,097	1,688	559	16,466	—	23,334
地方債	568	4,387	3,978	5,273	12,119	12,768	—	39,094
社債	3,222	7,407	9,759	3,520	8,772	16,358	—	49,041
株式	—	—	—	—	—	—	1,235	1,235
外国証券	199	524	646	1,242	3,592	5,781	—	11,986
その他の証券	371	1,808	5,585	882	1,622	124	2,846	13,240

●有価証券の種類別の平均残高

	2020年度	2021年度
国債	23,241	23,473
地方債	33,449	37,556
社債	50,089	48,435
株式	945	943
外国証券	10,029	11,040
その他の証券	13,549	13,307
合 計	131,304	134,756

●預証率

	2020年度	2021年度
期末預証率	31.76	32.25
期中平均預証率	31.54	31.66

(注) 1. 預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

●有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

	種類	2020年度			2021年度		
		貸借対照 表計上額	時価	差額	貸借対照 表計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,000	1,005	5	1,000	1,003	3
	社債	4,526	4,564	38	2,620	2,638	17
	その他	299	320	20	100	111	11
	小 計	5,826	5,890	64	3,720	3,753	32
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	804	804	△ 0	352	351	△ 1
	その他	101	101	△ 0	100	100	△ 0
	小 計	906	905	△ 0	453	451	△ 1
合 計		6,732	6,796	64	4,174	4,205	30

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券等です。

3. その他有価証券

	種類	2020年度			2021年度		
		貸借対照 表計上額	取得原価	差額	貸借対照 表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるもの	株式	864	622	242	872	586	285
	債券	72,176	70,953	1,223	41,979	41,279	700
	国債	14,018	13,628	389	9,031	8,788	242
	地方債	28,735	28,310	424	15,280	15,053	226
	社債	29,422	29,014	408	17,668	17,436	231
	その他	13,117	11,960	1,156	8,617	7,845	772
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えないもの	小 計	86,158	83,536	2,622	51,469	49,711	1,758
	株式	125	132	△ 6	269	297	△ 27
	債券	30,262	30,664	△ 401	65,517	67,060	△ 1,543
	国債	12,431	12,625	△ 194	14,302	14,861	△ 558
	地方債	5,666	5,702	△ 35	22,814	23,281	△ 466
	社債	12,165	12,337	△ 172	28,399	28,917	△ 517
合 計	その他	10,779	11,220	△ 440	16,399	17,452	△ 1,053
	小 計	41,168	42,017	△ 849	82,186	84,810	△ 2,624
合 計		127,326	125,554	1,772	133,655	134,521	△ 865

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金

	2020年度	2021年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	83	83
組合出資金	14	9
合 計	107	103

●金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

2020年度		2021年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額
181	△ 0	180	△ 0

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託

該当ありません。

●第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

該当ありません。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

5. 商品関連取引

該当ありません。

6. クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

連結決算の状況

●当金庫の子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金	当庫議決権比率	子会社等の議決権比率
(株)べっしん総合サービス	大分県別府市 石垣西7丁目1番1号	大分みらい信用金庫の委託を受けて行う業務等 ・文書等の整理、保管、配送業務 ・書類の印刷製本業務	1989年 2月22日	10百万円	100%	—

●当金庫およびその子会社等の主要な事業の内容

当信用金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され信用金庫業務を中心に金融サービスを提供しております。
株式会社べっしん総合サービス(連結子会社)は、大分みらい信用金庫の100%子会社として、金庫の周辺業務(店外ATM管理業務、メール便運行管理業務等)を主な業務として事業を展開しております。

●事業の概況

2021年度の連結決算の状況は、預金積金の期末残高は4,275億3千6百万円となり、前期末比52億5百万円の増加、増加率は1.23%でした。

科目別では要求性預金が増加し、定期性預金は減少しました。

また、貸出金の期末残高は2,088億4千1百万円となり、前期末比6億3千5百万円の増加、増加率は0.30%でした。

科目別では手形貸付、当座貸越が増加し、割引手形、証書貸付が減少しました。

その他の運用資産として有価証券の期末残高は1,379億2千3百万円となり、前期末比37億6千6百万円の増加、増加率は2.80%でした。

収益面では、経常利益は8億3千7百万円となり、前年度比30億1千万円増加しました。また、当期純利益は6億3千2百万円となり、前年度比30億4百万円増加しました。

連結自己資本額は259億7千9百万円となり、前期末比6億1千6百万円増加しました。また、リスク・アセット計は1,994億9千5百万円となり、前期末比36億9百万円増加しました。その結果、自己資本比率は13.02%となり、前期末比0.08ポイント上昇しました。

●5連結会計年度における主要な経営指標の推移

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
連結経常収益 (千円)	6,578,246	6,120,586	5,828,236	5,961,893	5,993,473
連結経常利益(又は、連結経常損失(△)) (千円)	622,366	606,863	380,363	△ 2,172,962	837,358
親会社株主に帰属する当期純利益 (又は、親会社株主に帰属する当期純損失(△)) (千円)	569,422	481,463	187,978	△ 2,371,351	632,954
連結純資産額 (百万円)	27,576	28,529	27,633	26,115	24,816
連結総資産額 (百万円)	410,941	418,904	422,937	453,159	454,673
連結自己資本比率 (%)	13.97	13.95	13.61	12.94	13.02

(注) 1.「連結自己資本比率」は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第21号)」に基づく開示を行っております。

2.連結総資産額には債務保証見返を含んでいません。

●連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2020年度	2021年度	科 目	2020年度	2021年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預け金	110,810	106,993	預金積金	422,330	427,536
買入手形及びコールローン	—	—	譲渡性預金	—	—
買入金銭債権	287	313	借入金	2,775	625
金銭の信託	181	180	コマーシャル・ペーパー	—	—
有価証券	134,156	137,923	外国為替	—	—
貸出金	208,206	208,841	その他負債	1,064	1,026
外国為替	—	—	賞与引当金	215	217
その他資産	2,379	2,329	役員賞与引当金	—	—
有形固定資産	4,665	4,718	退職給付に係る負債	—	—
建物	1,417	1,351	役員退職慰労引当金	78	98
土地	2,818	2,818	睡眠預金払戻損失引当金	70	67
リース資産	69	27	偶発損失引当金	29	72
建設仮勘定	21	222	店舗取崩損失引当金	106	—
その他の有形固定資産	337	299	繰延税金負債	160	—
無形固定資産	128	129	再評価に係る繰延税金負債	211	211
ソフトウェア	113	114	債務保証	6,497	6,200
のれん	—	—	負債の部合計	433,540	436,057
リース資産	—	—	(純資産の部)		
その他の無形固定資産	15	15	出資金	1,497	1,503
退職給付に係る資産	33	83	優先出資申込証拠金	—	—
繰延税金資産	—	547	資本剰余金	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	利益剰余金	22,862	23,466
債務保証見返	6,497	6,200	処分未済持分	△ 0	△ 0
貸倒引当金	△ 7,691	△ 7,388	自己優先出資	—	—
			自己優先出資申込証拠金	—	—
			会員勘定合計	24,360	24,969
			その他有価証券評価差額金	1,279	△ 628
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	475	475
			為替換算調整勘定	—	—
			評価・換算差額等合計	1,755	△ 152
			新株予約権	—	—
			非支配株主持分	—	—
			純資産の部合計	26,115	24,816
資産の部合計	459,656	460,874	負債及び純資産の部合計	459,656	460,874

(注) 1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2.繰延税金資産と繰延税金負債は相殺して計上しております。

●連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2020年度	2021年度
経常収益	5,961	5,993
資金運用収益	5,137	5,111
貸出金利息	3,865	3,732
預け金利息	178	171
買入手形利息及びコールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	1,048	1,162
その他の受入利息	44	44
役務取引等収益	482	480
その他業務収益	155	221
その他経常収益	185	180
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	48	95
その他の経常収益	137	84
経常費用	8,134	5,156
資金調達費用	118	97
預金利息	114	94
給付補填備金繰入額	1	0
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	1	0
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	425	412
その他業務費用	161	69
経費	4,322	4,171
その他経常費用	3,106	405
貸倒引当金繰入額	2,926	238
その他の経常費用	179	167
経常利益又は経常損失(△)	△ 2,172	837
特別利益	15	8
固定資産処分益	3	4
その他の特別利益	12	3
特別損失	173	1
固定資産処分損	41	1
減損損失	3	—
その他の特別損失	128	—
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△ 2,330	843
法人税、住民税及び事業税	111	189
法人税等調整額	△ 71	21
法人税等合計	40	210
当期純利益又は、当期純損失(△)	△ 2,371	632
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△ 2,371	632

●連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	2020年度	2021年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	25,247	22,862
利益剰余金増加高	16	632
親会社株主に帰属する当期純利益	—	632
その他	16	—
利益剰余金減少高	2,400	29
親会社株主に帰属する当期純損失	2,371	—
配当金	29	29
その他	—	—
利益剰余金期末残高	22,862	23,466

●連結の種類別セグメント情報

連結会社は、信用金庫周辺業務を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

●連結リスク管理債権の保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2020年度 6,926	6,926	2,233	4,692	100.00%
	2021年度 6,660	6,660	2,094	4,565	100.00%
危険債権	2020年度 7,331	6,021	4,057	1,964	82.13%
	2021年度 6,579	5,417	3,675	1,741	82.34%
三月以上延滞債権	2020年度 26	29	25	4	112.30%
	2021年度 2	2	2	0	103.62%
貸出条件緩和債権	2020年度 1,476	995	759	235	67.41%
	2021年度 1,466	994	753	241	67.80%
小 計(A)	2020年度 15,760	13,972	7,076	6,896	88.65%
	2021年度 14,708	13,075	6,526	6,549	88.89%
正常債権(B)	2020年度 199,905				
	2021年度 201,217				
総与信残高(A)+(B)	2020年度 215,665				
	2021年度 215,925				

(注) 1.金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

3.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

連結財務諸表の作成方針および注記事項

(1)連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結される子会社及び子法人等 1社
- 会社名 株式会社 ベっしん総合サービス
- (2) 非連結の子会社及び子法人等 0社
2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社
- (2) 持分法適用の関連法人等 0社
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 0社
- (4) 持分法非適用の関連法人等 0社
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
- 株式会社 ベっしん総合サービス…3月末日
4. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項
- 償却対象ののれんおよび負ののれん残高はありません。
5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
- 連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

(2)連結貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については移動平均法を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 12年～20年
- その他 3年～20年
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、日金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
7. 当金庫の外貸建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 連結される子会社及び子法人等の外貸建資産・負債はありません。
8. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準(則り)次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のおお書きに記載されている直接残額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、今後の一定期間における予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部門が第1次、本部融資部門が第2次の査定を実施し、営業担当部署から独立した本部監査部門が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,071百万円です。
9. 連結される子会社及び子法人等に貸倒引当金はありません。
- 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準[給付算定式基準]によりしております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。
- 過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理
- 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按じた額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理
- なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型連立型年金基金)に加入しており、当金庫の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)
- 年金資産の額 1,732,930百万円
- 年金財政計算上の数理債務の額と最低賃金率債務の額との合計額 1,817,887百万円
- 差引額 △ 84,957百万円
- (2) 制度全体に占める当金庫の掛金提出割合(令和3年3月31日現在)
- 0.3376%
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年04月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金65百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(1)の割合は、当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生すると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見限り、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金取引法、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引法等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上します。
15. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、連結損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
16. 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
17. 重要な会計上の見積り関係
- 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 7,388百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。
- 主要な仮定は、「(債務者区分の判定における貸出先の将来業績見通し)であります。〔債務者区分の判定における貸出先の将来業績見通し〕は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価設定し、新型コロナウイルス感染症の収束時期等については正常化し今後2年程度要するものとした仮定を設けております。
- なお、個別貸出先の業績変化、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
18. 当金庫の理事及び監事との間の理事及び監事に係る金銭債権総額 204百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 3,943百万円
20. 有形固定資産の圧縮総額 497百万円
21. 信用金庫法及び金融機関の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は

- 一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、〔その他資産〕中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。))であります。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 6,660百万円
- 危険債権額 6,579百万円
- 要管理債権額 1,469百万円
- 三月以上延滞債権額 2百万円
- 貸出条件緩和債権額 1,466百万円
- 小計額 14,708百万円
- 正常債権額 201,217百万円
- 合計額 215,925百万円
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対し有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. ローン・パーティシパシオンで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシパシオン」の会計処理及び表示(平成26年1月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元金金額のうち、連結貸借対照表計上額は、123百万円です。
23. 手形割引は、特別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行受取手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、先却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は974百万円です。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 為替決済、日銀歳入代理店取引等の取引の担保として、有価証券3,000百万円及び預け金(定期預金)8,041百万円を差入れしております。
25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 同法第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、(興行開催補正、時点修正、近隣売買取引による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
- 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △ 1,999百万円
- 〔有価証券〕中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は740百万円です。
26. 出資1口当たりの純資産額 825円39銭
28. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。また、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫グループは、「信用リスク管理基本方針」「信用リスク管理規程」および「貸出事務取扱規程」等の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらと与信審査は、各営業地域のほか融資部により行われております。
- 信用リスク管理状況については、当金庫グループの与信状況および大口与信先等の事業内容について信用リスク管理プロセス部会でモニタリングと情報共有を行っております。また信用リスク管理の高度化や、信用リスクの計量化などは、総合リスク管理委員会やALM委員会や協議会を行うとともに、結果について必要に応じて総合リスク管理会議、ALM会議(常勤理事会)や理事会に報告・討議する態勢をとっております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 金利リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM会議(常勤理事会)において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には資金運用部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会、ALM会議(常勤理事会)等に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、継続的に評価・モニタリングを行っております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理基本方針に基づき、常勤理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は資金運用部を通じて、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫グループは、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「投資信託」の一部、「貸出金」、及び「預金積立」であります。当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債に関して、金利が1%(100BP/100ベースポイント)上昇した際の経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの経済価値変動額を算出し、合算して求めています。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合の経済価値は、6,404百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価等の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
29. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預け金(※1)	106,993	107,174	181
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	4,174	4,205	30
その他有価証券	133,655	133,655	—
(3) 貸出金(※1)	208,841		
貸倒引当金(※2)	△ 7,368		
	201,473	201,372	△ 100
金融資産計	446,297	446,409	111
(1) 預金積金(※1)	427,536	427,690	153
金融負債計	427,536	427,690	153

(※1) 現金及び預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づき区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私算債は、内部格付に基づき元金金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて(現在価値技法)、時価を算定しております。

なお、保有目的のこの有価証券に関する注記事項については30. から34. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる場合に想定される適用金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	83
信金中出資金(※1)	1,735
組合出資金(※2)	9
合 計	1,828

(※1) 非上場株式及び信金中出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	47,810	33,500	—	22,300
有価証券	6,687	35,554	38,619	54,427
満期保有目的の債券	1,120	2,697	256	100
その他有価証券のうち 満期があるもの	5,566	32,856	38,362	54,327
貸出金(※)	36,025	68,471	50,466	41,292
合 計	90,523	137,525	89,086	118,019

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※)	365,214	62,264	20	36
合 計	365,214	62,264	20	36

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、34.まで同様であります。

売買目的有価証券

		当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)		
売買目的有価証券		—		
満期保有目的の債券				
	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が 連結貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	1,000	1,003	3
	短期社債	—	—	—
	社債	2,620	2,638	17
	その他	100	111	11
	小 計	3,720	3,753	32
時価が 連結貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	352	351	△ 1
	その他	100	100	△ 0
	小 計	453	451	△ 1
合 計		4,174	4,205	30

その他有価証券

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	872	586	285
	債券	41,979	41,279	700
	国債	9,031	8,788	242
	地方債	15,280	15,053	226
	短期社債	—	—	—
	社債	17,668	17,436	231
	その他	8,617	7,845	772
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	小 計	51,469	49,711	1,758
	株式	269	297	△ 27
	債券	65,517	67,060	△ 1,543
	国債	14,302	14,861	△ 558
	地方債	22,814	23,281	△ 466
	短期社債	—	—	—
	社債	28,399	28,917	△ 517
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	その他	16,399	17,452	△ 1,053
	小 計	82,186	84,810	△ 2,624
合 計		133,655	134,521	△ 865

31. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

32. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	8,851	104	—
国債	6,412	83	—
地方債	2,038	20	—
短期社債	—	—	—
社債	400	0	—
その他	1,955	231	67
合 計	10,806	335	67

33. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、保有目的を変更した有価証券はありません。

34. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度中において減損処理をした有価証券はありません。

35. 運用目的の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	180	△ 0

36. 賃貸等不動産の状況に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

37. 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の時価に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,379百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが10,281百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越に連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越に連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	2,348百万円
年金資産(時価)	△ 2,689
未積立退職給付債務	△ 340
過去勤務費用	△ 12
未認識数理計算上の差異	269
連結貸借対照表計上額の純額	△ 83
退職給付に係る資産	83
退職給付に係る負債	—

40. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示されております。当連結会計年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 0百万円

41. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準の変更)

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると思込される金額で収益を認識しております。これにより、役務取引等収益の一部において主に一時点で収益を計上する方法から、一定の期間にわたって収益を計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結事業年度の期首より前に新たな会計方針を適し適用した場合の累積的影響額を、当連結事業年度の期首の「繰越金(当期首残高)」に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結事業年度の期首より前までに従前の取扱に従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を適し適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用による「繰越金(当期首残高)」の期首残高に与える影響はありません。また、当連結事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準の変更)

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当連結事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44～2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等を定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当連結事業年度に与える影響はありません。

42. 表示方針の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

(3) 連結損益計算書の注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資10口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 21円9銭
3. その他の役務費用には信用保証料324,520千円を含んでおります。
4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示されております。当連結事業年度における顧客との契約から生じる収益は、342,587千円であります。
5. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネット
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	パンキンに係る固定利用料等のサービス期間に対応して生じる収益については、利用期間に合わせて計上しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

6. その他の特別利益3,500千円は店舗取損損失引当金の戻入によるものです。

報酬体系について

1. 対象役員
報酬体系の概要 2021年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、単体での開示内容と重複しておりますので、6ページをご参照ください。
なお、「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものとする件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。
2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、6ページに記載したものの他に、当金庫の主要な連結子法人等(注)の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、2021年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
(注)「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、2021年度においては、該当する会社はありませんでした。

バーゼルⅢ 第3の柱による開示

定性的な開示事項(単体・連結ベース)

1.自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	発行主体:大分みらい信用金庫 コア資本に係る基礎項目に算入された額:1,503百万円
------	---

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫単体および連結子会社である株式会社べっしん総合サービスとも、これまで業務推進を通じて得られた利益を主な源として資本の積み上げ等を行って自己資本の充実を図ってきました。

自己資本比率は、国内基準の4%を大きく上回る水準を達成しており、健全性を維持しております。

3.信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、貸出金や利息等が期日に返済されず、当金庫が損失を被るリスクです。回収利息等の減少や回収不能が生じた場合、最も経営に影響を与えるリスクの一つです。

当金庫では、金庫全体のリスク管理の方針等を定めた「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」に基づき主管部を定め、このリスクを管理・統制することに主眼を置き、「信用リスク管理基本方針」、「信用リスク管理規程」、「市場リスク管理基本方針」、「市場リスク管理規程」などの規程等を整備し、厳格な牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。

また、役職員が与信取引を行うにあたって遵守しなければならない基本的な考え方を「クレジットポリシー」として定め、社会常識を踏まえた健全な倫理観に基づき、与信取引に係る行動と判断を行うよう周知徹底を図っています。

貸出金等の信用リスク管理状況につきましては、信用リスク管理プロセス部会でモニタリングと情報共有を行っています。また、信用リスク管理の高度化や信用リスクの計量化などについては、総合リスク管理委員会やALM委員会で協議・検討を行うとともに、結果について必要に応じて総合リスク管理会議・ALM会議(常勤理事会)や理事会に付議・報告する態勢を整備し、適切な与信管理態勢の構築に努めています。

貸倒引当金の算定については、「資産の自己査定基準」および「資産の償却・引当基準」に基づき、債務者区分ごとに算出しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、その他要注意先、要管理先の引当金については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先の引当金については、未保全額に対して貸倒実績率(ただし、当金庫は下限を設けています。)を乗じて算出し、実質破綻先、破綻先の引当金については、未保全額の全額を引当しています。その結果については、会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2)信用リスク・アセット額の算出に使用する手法等

当金庫は、信用リスク・アセットの算出において、標準的手法を採用しています。

なお、リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関です。エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置を言い、具体的には、不動産や預金などの担保、信用保証協会、保証会社や人的保証による保証などがあります。

しかし、これはあくまでも補完的な措置であり、ご融資の際は、「貸出事務取扱規程」等に基づき、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の考え方など、さまざまな角度から判断を行っております。ただし、融資審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分なお説明とご理解をいただいた上で、ご契約をするなど適切な取り扱いに努めています。

信用リスク削減手法としては、「適格金融資産担保」、「自金庫預金との相殺」、「保証等」を用いることとしています。

「適格金融資産担保」については、当金庫では、預金を担保とした取引があります。預金担保処分については、「預金担保差入証」に記載し、適正な手続きを行っています。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合がありますが、当金庫が定める「各種約定書」や「事務取扱要領」等により、適切な取り扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることのないように努めています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫においては、有価証券投資の一環として買い付けた投資信託の一部に裏付資産として派生商品取引があったもので、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っており、これらの取引の取引相手方のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要についての取り決め等は行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

有価証券投資の一環として購入した投資家としての証券化エクスポージャーを保有していますが、再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、「金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク」です。

当金庫では、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」により、以下の各リスクおよびその主管部を定め、それぞれのリスクについて管理を行っています。

また、連結子会社1社のオペレーショナル・リスクの管理についても、「リスク管理基本方針」をはじめとした諸規程を準用するなどしており、当金庫に準じたリスク管理態勢となっています。

●法務リスク

当金庫およびその役職員が遵守すべき法令等を逸脱し、結果的に経営の健全性や適切性を損なうリスクです。

●コミュニケーションリスク

お客さま、マスコミ、業界等外部のステークホルダー（利害関係者）とのコミュニケーションギャップにより被る外部コミュニケーションリスクと、当金庫の役職員やその家族等内部の関係者とのコミュニケーションギャップによって被る内部コミュニケーションリスクがあります。

●事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。

●偶発事故リスク

地震、風水害、火災、爆発物の爆発、強盗盗、騒乱、停電、交通事故等の偶発事故により損失を被るリスクです。

●システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備やコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。

●評判リスク

当金庫や他の金融機関の資産の健全性、収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性などの内容劣化から、当金庫や他金融機関への安心度・親密度が失われることにより評判が低下して損失を被るリスクです。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

当金庫は、基礎的手法を採用しています。

8. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資等又は株式等エクスポージャー」にあたるものとしては、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業有限責任組合への出資金等が該当します。

当金庫では、「市場リスク」の一部として管理・統制することに主眼を置き、「市場リスク管理基本方針」「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備し、牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。なお、「市場リスク」とは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。

具体的には、上場株式、上場優先出資証券等にかかるリスクの認識については、時価評価および日経平均株価の変動率に応じたリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、「市場リスク管理規程」に定められたリスク限度枠等の遵守状況を定期的にALM会議（常勤理事会）などの経営会議へ付議または報告を行っています。

また、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他投資事業有限責任組合への出資金等に関するリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、ALM会議（常勤理事会）などの経営会議へ付議または報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

9.金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度等の計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

①流動性預金に割当てられた金利改定の平均満期
平均満期は4.6年です。

②流動性預金に割当てられた最長の金利改定満期
金利改定満期は10年です。

③流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

コア預金とは、流動性預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金であり、市場金利に変動が生じた場合においても金利改定が行われる可能性の低い部分を指します。当金庫では、過去の流動性預金残高の推移や市中金利に対する当金庫預金金利の追随率を考慮した内部モデルにより要求払預金の実質的な滞留期間を算出し、銀行勘定の金利リスク量を計算しています。なお、モデルの推計値については、バックテスト等による検証を行っています。

④固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨ごとに算出した金利リスクの正値を単純合算しております。

⑥スプレッドに関する前提
スプレッドは考慮しておりません。

⑦内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルはコア預金以外考慮していません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の Δ EVEは6,404百万円となり、前期末より増加。 Δ NIIについても56百万円となり前期末より増加。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当金庫の自己資本額に対する Δ EVEの比率は20%を上回る水準となっていますが、金利リスクが顕在化した場合においても、当金庫の自己資本額は国内基準金融機関に必要とされる自己資本比率4%の3倍を維持しており、最低所要自己資本額を上回る十分な余裕額を確保しているものと認識しています。

(3)自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当金庫では、有価証券の金利リスクをVaR、債券の金利リスクは100BPVを用いて算出しています。有価証券のVaRは、分散共分散法を採用し、観測期間を1年間、保有期間250日、信頼区間99.0%としています。

10.連結の範囲に関する事項

(1)自己資本比率告示第3条に規程する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」という)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
該当ありません。

(2)連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
本資料編の10ページをご覧ください。

(3)自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。

(4)信用金庫法(昭和26年法律第238号。以下この号において「法」という)第54条の21号第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び同項第2号に掲げる会社であって、会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属していない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。

(5)連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要
該当ありません。

〈単体における開示〉

自己資本の構成に関する開示事項

●自己資本比率

(単位:百万円、%)

項 目	2020年度	2021年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	24,258	24,848
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,497	1,503
うち、利益剰余金の額	22,791	23,390
うち、外部流出予定額(△)	29	44
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,065	1,153
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,065	1,153
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	88	59
コア資本に係る基礎項目の額 (1)	25,412	26,060
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	93	93
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	93	93
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	28	64
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (2)	122	158
自己資本		
自己資本の額 (1) + (2) (1)	25,290	25,902
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	186,208	189,827
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 769	△ 769
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	655	655
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	9,590	9,583
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (3)	195,799	199,411
自己資本比率		
自己資本比率 (1) / (3) (1)	12.91%	12.98%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計				
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	186,208	7,448	189,827	7,593
現金	180,579	7,223	184,255	7,370
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	149	5
我が国の政府関係機関向け	1,089	43	1,069	42
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	22,801	912	22,828	913
法人等向け	55,153	2,206	57,630	2,305
中小企業等向け及び個人向け	57,820	2,312	57,432	2,297
抵当権付住宅ローン	2,597	103	2,347	93
不動産取得等事業向け	20,876	835	22,794	911
3月以上延滞等	426	17	311	12
取立未済手形	11	0	11	0
信用保証協会等による保証付	3,040	121	3,032	121
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	866	34	990	39
出資等のエクスポージャー	866	34	990	39
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	15,896	635	15,657	626
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,992	79	1,992	79
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	433	17	447	17
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	11,095	443	10,842	433
②証券化エクスポージャー	100	4	64	2
証券化	STC要件適用分	100	4	2
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,296	251	6,276	251
ルック・スルー方式	6,296	251	6,276	251
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	655	26	655	26
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	1	0	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,590	383	9,583	383
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	195,799	7,831	199,411	7,976

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						3月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
国内	447,005	447,649	214,801	215,168	107,949	112,313	—	—	1,834	1,969
国外	17,832	20,186	—	—	10,093	12,269	—	—	—	—
地域別合計	464,838	467,836	214,801	215,168	118,042	124,582	—	—	1,834	1,969
製造業	18,920	20,112	9,771	9,516	8,953	10,354	—	—	32	58
農業、林業	573	513	523	463	50	50	—	—	—	—
漁業	28	23	28	23	—	—	—	—	0	3
鉱業、採石業、砂利採取業	115	94	115	94	—	—	—	—	—	—
建設業	24,256	25,499	24,006	25,190	250	300	—	—	105	92
電気・ガス・熱供給・水道業	6,753	7,163	1,993	1,803	4,698	5,298	—	—	—	—
情報通信業	1,360	1,077	926	793	250	100	—	—	—	—
運輸業、郵便業	9,516	9,356	3,531	3,551	5,952	5,749	—	—	—	—
卸売業、小売業	21,579	20,719	19,382	18,784	2,154	1,853	—	—	367	212
金融業、保険業	127,307	127,306	2,060	2,089	16,058	19,158	—	—	—	—
不動産業	43,775	43,431	41,050	40,695	2,712	2,712	—	—	163	97
物品賃貸業	325	397	325	397	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	975	1,057	975	1,057	—	—	—	—	—	—
宿泊業	11,091	11,186	11,091	11,186	—	—	—	—	684	1,220
飲食業	7,718	7,477	7,718	7,477	—	—	—	—	131	61
生活関連サービス業、娯楽業	7,248	7,355	7,245	7,352	—	—	—	—	8	8
教育、学習支援業	1,064	1,363	1,064	1,363	—	—	—	—	22	22
医療、福祉	7,790	7,615	7,790	7,615	—	—	—	—	156	0
その他のサービス	14,162	14,370	13,768	13,997	350	330	—	—	35	102
国・地方公共団体等	90,773	93,129	14,162	14,454	76,611	78,674	—	—	—	—
個人	47,268	47,260	47,268	47,260	—	—	—	—	125	90
その他	22,230	21,322	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	464,838	467,836	214,801	215,168	118,042	124,582	—	—	1,834	1,969
1年以下	85,615	80,987	23,313	24,308	14,408	6,324	—	—		
1年超3年以下	64,836	64,966	14,733	14,720	10,507	12,887	—	—		
3年超5年以下	40,566	37,928	17,911	16,973	18,628	15,040	—	—		
5年超7年以下	28,503	29,138	16,365	16,970	8,032	11,250	—	—		
7年超10年以下	73,621	75,891	47,644	46,628	24,551	27,532	—	—		
10年超	135,939	146,347	93,934	94,665	41,914	51,546	—	—		
期間の定めのないもの	35,754	32,576	898	902	—	—	—	—		
残存期間別合計	464,838	467,836	214,801	215,168	118,042	124,582	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	
製造業	159	603	603	643	—	—	159	603	603	643	13	—
農業、林業	0	12	12	12	—	—	0	12	12	12	—	—
漁業	—	—	—	3	—	—	—	—	—	3	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	134	185	185	164	21	50	112	134	185	164	0	29
電気・ガス・熱供給・水道業	—	103	103	97	—	—	—	103	103	97	—	—
情報通信業	—	—	—	8	—	—	—	—	—	8	—	—
運輸業、郵便業	336	488	488	506	—	—	336	488	488	506	—	—
卸売業、小売業	627	889	889	647	78	247	549	641	889	647	4	1
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	723	810	810	813	80	8	642	802	810	813	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	22	22	8	—	—	0	22	22	8	—	—
宿泊業	1,223	1,715	1,715	1,767	—	—	1,223	1,715	1,715	1,767	—	—
飲食業	209	437	437	381	72	70	136	366	437	381	—	11
生活関連サービス業、娯楽業	529	845	845	827	—	—	529	845	845	827	—	—
教育、学習支援業	19	18	18	18	—	—	19	18	18	18	—	—
医療、福祉	119	208	208	71	—	134	119	73	208	71	—	20
その他のサービス	77	128	128	179	—	—	77	128	128	179	—	3
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	153	185	185	153	—	28	153	157	185	153	—	0
合 計	4,314	6,656	6,656	6,307	253	541	4,061	6,114	6,656	6,307	18	66

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ハ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

		(単位:百万円)				
		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2020年度	703	1,035	—	703	1,035
	2021年度	1,035	1,080	—	1,035	1,080
個別貸倒引当金	2020年度	4,314	6,656	253	4,061	6,656
	2021年度	6,656	6,307	541	6,114	6,307
合 計	2020年度	5,018	7,691	253	4,764	7,691
	2021年度	7,691	7,388	541	7,150	7,388

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

		(単位:百万円)			
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)		エクスポージャーの額			
		2020年度		2021年度	
		格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%		984	93,407	962	91,808
10%		—	41,765	—	42,914
20%		118,818	2,924	118,351	2,677
35%		—	7,588	—	6,861
50%		38,208	1,773	41,011	1,803
75%		—	69,042	—	68,024
100%		4,934	83,991	6,036	84,250
150%		—	137	—	108
250%		—	1,260	—	3,024
350%		—	0	—	—
その他		—	—	—	—
合 計		162,945	301,892	166,361	301,474

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位:百万円)						
信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,459	1,239	22,379	21,914	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

		(単位:百万円)			
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
与信相当額の算出に用いる方式		カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式		
グロス再構築コストの額の合計額		—	—		
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額		—	—		
		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
①派生商品取引合計		523	285	523	285
(i)外国為替関連取引		283	147	283	147
(ii)金利関連取引		116	30	116	30
(iii)金関連取引		—	—	—	—
(iv)株式関連取引		116	100	116	100
(v)貴金属(金を除く)関連取引		—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引		5	7	5	7
(vii)クレジット・デリバティブ		—	—	—	—
②長期決済期間取引		—	—	—	—
合 計		523	285	523	285

(注) 1.有価証券投資の一環として買い付けた投資信託の裏付け資産として発生したもので、グロス再構築コストの額は算出できません。
2.担保による信用コスト削減手法は用いておりませんので、担保の種類別の額は記載しておりません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価等 (単位:百万円)				
区 分	2020年度		2021年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	5,766	5,766	5,521	5,521
非上場株式等	1,843	1,843	1,838	1,838
合 計	7,609	7,609	7,360	7,360

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.「上場株式等」には、上場優先出資証券および投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当するものを含んでおります。
3.「非上場株式等」には、投資事業有限責任組合への出資金、子会社株式および関連会社株式、その他資産の出資金等を含んでおります。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)		
	2020年度	2021年度
売却益	9	—
売却損	43	—
償 却	—	—

(注)投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当する売却及び償却に伴う損益の額を把握することが困難なため、当該損益の額は含んでおりません。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)		
	2020年度	2021年度
評価損益	246	278

(注)投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当する評価損益を把握することが困難なため、当該評価損益は含んでおりません。

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)		
	2020年度	2021年度
評価損益	—	—

●金利リスクに関する事項

IRRBB: 金利リスク (単位:百万円)					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,763	5,103	56	53
2	下方パラレルシフト	0	0	0	38
3	スティープ化	6,404	5,469		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,404	5,469	56	53
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	25,902		25,290	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)		
	2020年度	2021年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	13,232	12,972
マネデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

●証券化エクスポージャーに関する事項

イ.オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ.投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	100	—	64	—
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	100	—	64	—

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2020年度		2021年度		2020年度		2021年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%~15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%~50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%~100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%~250%未満	100	—	64	—	4	—	2	—
250%~400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%~1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%以上	—	—	—	—	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	100	—	64	—	4	—	2	—

(注) 1.所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2.「1,250%」欄の(i)~(iii)は当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

●連結自己資本比率

(単位:百万円、%)

項 目	2020年度	2021年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	24,330	24,924
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,497	1,503
うち、利益剰余金の額	22,862	23,466
うち、外部流出予定額(△)	29	44
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,065	1,153
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,065	1,153
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格日資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	88	59
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	25,484	26,137
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	93	93
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	93	93
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	28	64
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	122	158
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	25,362	25,979
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	186,197	189,817
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 769	△ 769
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	655	655
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	9,688	9,678
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	195,886	199,495
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)	12.94%	13.02%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

●自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって、信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	186,197	7,447	189,817	7,592
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	180,569	7,222	184,245	7,369
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	149	5
我が国の政府関係機関向け	1,089	43	1,069	42
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	22,801	912	22,828	913
法人等向け	55,153	2,206	57,630	2,305
中小企業等向け及び個人向け	57,820	2,312	57,432	2,297
抵当権付住宅ローン	2,597	103	2,347	93
不動産取得等事業向け	20,876	835	22,794	911
3月以上延滞等	426	17	311	12
取立未済手形	11	0	11	0
信用保証協会等による保証付	3,040	121	3,032	121
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	856	34	980	39
出資等のエクスポージャー	856	34	980	39
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	15,895	635	15,657	626
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外に属するエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,992	79	1,992	79
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	437	17	451	18
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	11,090	443	10,837	433
②証券化エクスポージャー	100	4	64	2
証券化	100	4	64	2
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,296	251	6,276	251
ルック・スルー方式	6,296	251	6,276	251
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	655	26	655	26
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	1	0	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	9,688	387	9,678	387
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	195,886	7,835	199,495	7,979

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

(オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

●信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分 信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
国内	446,992	447,636	214,801	215,168	107,949	112,313	—	—	1,834	1,969
国外	17,832	20,186	—	—	10,093	12,269	—	—	—	—
地域別合計	464,825	467,823	214,801	215,168	118,042	124,582	—	—	1,834	1,969
製造業	18,920	20,112	9,771	9,516	8,953	10,354	—	—	32	58
農業、林業	573	513	523	463	50	50	—	—	—	—
漁業	28	23	28	23	—	—	—	—	0	3
鉱業、採石業、砂利採取業	115	94	115	94	—	—	—	—	—	—
建設業	24,256	25,499	24,006	25,190	250	300	—	—	105	92
電気・ガス・熱供給・水道業	6,753	7,163	1,993	1,803	4,698	5,298	—	—	—	—
情報通信業	1,360	1,077	926	793	250	100	—	—	—	—
運輸業、郵便業	9,516	9,356	3,531	3,551	5,952	5,749	—	—	—	—
卸売業、小売業	21,579	20,719	19,382	18,784	2,154	1,853	—	—	367	212
金融業、保険業	127,307	127,306	2,060	2,089	16,058	19,158	—	—	—	—
不動産業	43,775	43,431	41,050	40,695	2,712	2,712	—	—	163	97
物品賃貸業	325	397	325	397	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	975	1,057	975	1,057	—	—	—	—	—	—
宿泊業	11,091	11,186	11,091	11,186	—	—	—	—	684	1,220
飲食業	7,718	7,477	7,718	7,477	—	—	—	—	131	61
生活関連サービス業、娯楽業	7,248	7,355	7,245	7,352	—	—	—	—	8	8
教育、学習支援業	1,064	1,363	1,064	1,363	—	—	—	—	22	22
医療、福祉	7,790	7,615	7,790	7,615	—	—	—	—	156	0
その他のサービス	14,149	14,357	13,768	13,997	350	330	—	—	35	102
国・地方公共団体等	90,773	93,129	14,162	14,454	76,611	78,674	—	—	—	—
個人	47,268	47,260	47,268	47,260	—	—	—	—	125	90
その他	22,230	21,322	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	464,825	467,823	214,801	215,168	118,042	124,582	—	—	1,834	1,969
1年以下	85,615	80,987	23,313	24,308	14,408	6,324	—	—		
1年超3年以下	64,836	64,966	14,733	14,720	10,507	12,887	—	—		
3年超5年以下	40,566	37,928	17,911	16,973	18,628	15,040	—	—		
5年超7年以下	28,503	29,138	16,365	16,970	8,032	11,250	—	—		
7年超10年以下	73,621	75,891	47,644	46,628	24,551	27,532	—	—		
10年超	135,939	146,347	93,934	94,665	41,914	51,546	—	—		
期間の定めのないもの	35,741	32,563	898	902	—	—	—	—		
残存期間別合計	464,825	467,823	214,801	215,168	118,042	124,582	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
製造業	159	603	603	643	—	—	159	603	603	643	13	—
農業、林業	0	12	12	12	—	—	0	12	12	12	—	—
漁業	—	—	—	3	—	—	—	—	—	3	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	134	185	185	164	21	50	112	134	185	164	0	29
電気・ガス・熱供給・水道業	—	103	103	97	—	—	—	103	103	97	—	—
情報通信業	—	—	—	8	—	—	—	—	—	8	—	—
運輸業、郵便業	336	488	488	506	—	—	336	488	488	506	—	—
卸売業、小売業	627	889	889	647	78	247	549	641	889	647	4	1
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	723	810	810	813	80	8	642	802	810	813	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	22	22	8	—	—	0	22	22	8	—	—
宿泊業	1,223	1,715	1,715	1,767	—	—	1,223	1,715	1,715	1,767	—	—
飲食業	209	437	437	381	72	70	136	366	437	381	—	11
生活関連サービス業、娯楽業	529	845	845	827	—	—	529	845	845	827	—	—
教育、学習支援業	19	18	18	18	—	—	19	18	18	18	—	—
医療、福祉	119	208	208	71	—	134	119	73	208	71	—	20
その他のサービス	77	128	128	179	—	—	77	128	128	179	—	3
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	153	185	185	153	—	28	153	157	185	153	—	0
合 計	4,314	6,656	6,656	6,307	253	541	4,061	6,114	6,656	6,307	18	66

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ハ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2020年度	703	1,035	—	703	1,035
	2021年度	1,035	1,080	—	1,035	1,080
個別貸倒引当金	2020年度	4,314	6,656	253	4,061	6,656
	2021年度	6,656	6,307	541	6,114	6,307
合 計	2020年度	5,018	7,691	253	4,764	7,691
	2021年度	7,691	7,388	541	7,150	7,388

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2020年度		2021年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	984	93,407	962	91,808
10%	—	41,765	—	42,914
20%	118,818	2,924	118,351	2,677
35%	—	7,588	—	6,861
50%	38,208	1,773	41,011	1,803
75%	—	69,042	—	68,024
100%	4,934	83,976	6,036	84,235
150%	—	137	—	108
250%	—	1,262	—	3,025
350%	—	0	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	162,945	301,879	166,361	301,461

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位:百万円)

信用リスク 削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・ デリバティブ	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減 手法が適用された エクスポージャー	1,459	1,239	22,379	21,914	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
	2020年度	2021年度
①派生商品取引合計	523	285
(i)外国為替関連取引	283	147
(ii)金利関連取引	116	30
(iii)金関連取引	—	—
(iv)株式関連取引	116	100
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	5	7
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—
②長期決済期間取引	—	—
合 計	523	285

- (注) 1. 有価証券投資の一環として買い付けた投資信託の裏づけ資産として発生したもので、グロス再構築コストの額は算出できません。
2. 担保による信用コスト削減手法は用いておりませんので、担保の種類別の額は記載しておりません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ.連結貸借対照表計上額及び時価等 (単位:百万円)

区 分	2020年度		2021年度	
	連結貸借 対照表計上額	時 価	連結貸借 対照表計上額	時 価
上場株式等	5,766	5,766	5,521	5,521
非上場株式等	1,833	1,833	1,828	1,828
合 計	7,599	7,599	7,350	7,350

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 「上場株式等」には、上場優先出資証券および投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当するものを含んでおります。
3. 「非上場株式等」には、投資事業有限責任組合への出資金、その他資産の出資金等を含んでおります。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	2020年度	2021年度
売却益	9	—
売却損	43	—
償 却	—	—

(注) 投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当する売却及び償却に伴う損益の額を把握することが困難なため、当該損益の額は含んでおりません。

ハ.連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	2020年度	2021年度
評価損益	246	278

(注) 投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当する評価損益を把握することが困難なため、当該評価損益は含んでおりません。

ニ.連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	2020年度	2021年度
評価損益	—	—

●金利リスクに関する事項 (単位:百万円)

IRRBB: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,763	5,103	56	53
2	下方パラレルシフト	0	0	0	38
3	スティーピング	6,404	5,469		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,404	5,469	56	53
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		25,902		25,290	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位:百万円)

	2020年度	2021年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	13,232	12,972
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

●証券化エクスポージャーに関する事項

イ.連結グループがオリジネーターの場合

該当ありません。

ロ.連結グループが投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	100	—	64	—
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	100	—	64	—

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2020年度		2021年度		2020年度		2021年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%~15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%~50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%~100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%~250%未満	100	—	64	—	4	—	2	—
250%~400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%~1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	100	—	64	—	4	—	2	—

(注) 1.所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2.「1,250%」欄の(i)~(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況について

●信用金庫法開示債権(リスク管理債権)および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2020年度 6,926 2021年度 6,660	6,926 6,660	2,233 2,094	4,692 4,565	100.00% 100.00%	100.00% 100.00%
危険債権	2020年度 7,331 2021年度 6,579	6,021 5,417	4,057 3,675	1,964 1,741	82.13% 82.34%	59.99% 59.99%
要管理債権	2020年度 1,502 2021年度 1,469	1,024 997	785 755	239 241	68.18% 67.87%	33.39% 33.86%
三月以上延滞債権	2020年度 26 2021年度 2	29 2	25 2	4 0	112.30% 103.62%	436.74% 128.29%
貸出条件緩和債権	2020年度 1,476 2021年度 1,466	995 994	759 753	235 241	67.41% 67.80%	32.86% 33.82%
小 計 (A)	2020年度 15,760 2021年度 14,708	13,972 13,075	7,076 6,526	6,896 6,549	88.65% 88.89%	79.41% 80.03%
正常債権 (B)	2020年度 199,905 2021年度 201,217					
総与信残高 (A) + (B)	2020年度 215,665 2021年度 215,925					

※金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。
 7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還および利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

金融仲介機能の発揮について

●「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

	2021年度
新規に無保証で融資した件数	752件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	19.67%
保証契約を解除した件数	69件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。

また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

●経営改善支援等の取組実績(2021年4月～2022年3月)

(単位:先数)

(単位:%)

		期初債務者数				経営改善支援 取組率	ランクアップ 率	再生計画 策定率	
		うち経営改善支援取組先数							
		αのうち 期末に債務者 区分がランク アップした先数	αのうち 期末に債務者 区分が変化し なかった先数	αのうち 再生計画を 策定している 全ての先数					
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正常先 ①		3,413	0		0	0	0.0%		—
要注意先	うちその他要注意先 ②	1,129	11	1	9	9	0.9%	0.0%	81.8%
	うち要管理先 ③	19	1	0	1	1	5.2%	0.0%	100.0%
破綻懸念先 ④		129	19	0	18	15	14.7%	0.0%	78.9%
実質破綻先 ⑤		80	8	0	8	6	10.0%	—	—
破綻先 ⑥		13	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計(②～⑥の計)		1,370	39	1	36	31	2.8%	0.0%	79.4%
合 計		4,783	39	1	36	31	0.8%	0.0%	79.4%

- (注) ・期初債務者数および債務者区分は2021年4月当初時点で整理しています。
 ・債務者数、経営改善支援取組先数は、お取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含みません。
 ・γには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者はαに含めていますがβには含みません。
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含みます。
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理します。
 ・期中に新たに取引を開始した債務者については本表に含みません。
 ・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
 ・αのうち再生計画を策定している先数δには、金融機関独自の再生計画策定先のほか中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含みます。

リスク管理態勢について

リスク管理態勢について

金融機関を取り巻く環境は変化しており、経営に対して予期せぬ影響を与えるリスクも多様化しています。

当金庫は「リスク管理基本方針」で「コンプライアンス(法令等遵守)態勢を礎(いしずえ)としたリスク管理」を経営の本質と位置づけ、「内部管理基本方針」においても、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題のひとつとして位置づけています。

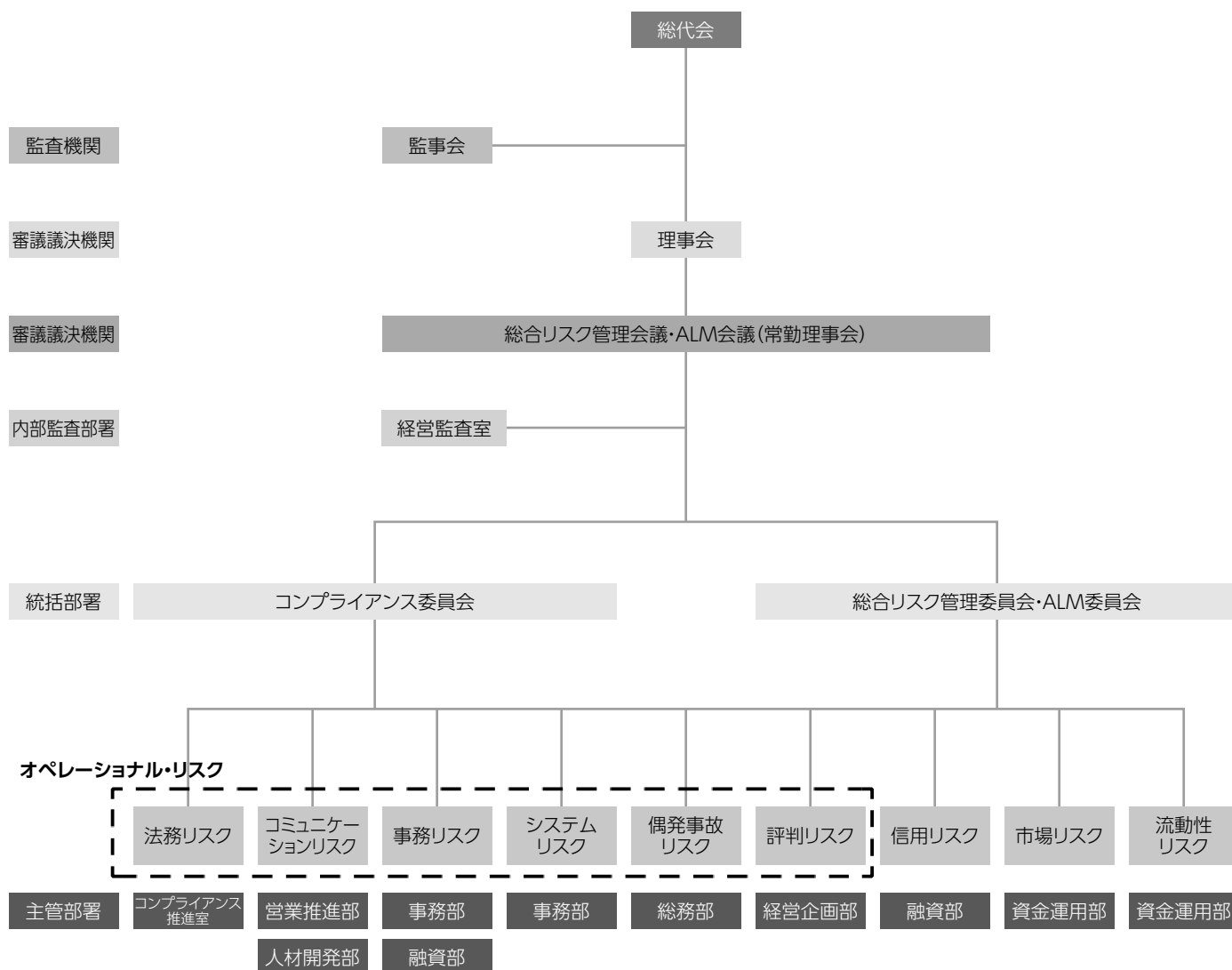
また、「リスク管理基本方針」や「リスク管理規程」に基づき、リスクを総合的に管理し、自己資本の充実を目的とした「経営の健全性の確保」とそれを裏付ける「適正な収益の確保」とのバランスのとれた経営を目指しています。

具体的には、経営に関するリスクを以下のとおり9つに分類し、それぞれに主管部を定め、経営企画部を統括部署として総合的なリスク管理態勢の構築を目指すとともに、総合リスク管理会議、総合リスク管理委員会、ALM会議、ALM委員会などの会議体系を有効に機能させることでリスクマネジメントが効率的・効果的に運用されるよう、態勢の整備をすすめています。

なお、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」については、各々のリスクの管理方針・管理規程等の遵守を通じて管理・統制を行い、牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。

また、「事務リスク」「システムリスク」をはじめとしたいわゆる「オペレーショナル・リスク」については、そのリスクの顕在化(発生)を最小限にとどめるために、各々のリスク管理方針・管理規程に基づき、牽制・検証態勢の構築などの予防策やリスク軽減策を策定・実施するとともに、万一の場合に備えた「コンティンジェンシープラン(危機時対応策)」や、大規模地震等の際、業務継続を図るための「業務継続計画」を策定しています。

リスク管理に関する体系図



内部管理態勢の充実について

法令等遵守態勢について

法令等遵守(コンプライアンス)とは、法令をはじめ当金庫内の諸規程さらには確立された社会規範に至るまで、あらゆるルールを遵守することです。当金庫は、「内部管理基本方針」「リスク管理基本方針」「法務リスク管理基本方針」「法令等遵守に係る基本方針」等に基づき、地域に根ざした協同組織金融機関としての社会的使命と高い公共性を全役職員に周知徹底し、社会人としての健全な常識や、より高い倫理観を持って業務活動を行い、社会的責任を果たしていくことを経営の最重要課題の一つと位置づけています。

コンプライアンス態勢の整備については、研修等教育を推進しており、2021年度には全部室店で1060回のコンプライアンス勉強会を開催、また職員一人ひとりのレベルアップを図るため、コンプライアンス検定試験受験を奨励し、302人(2022年3月末現在)の役職員が合格しています。さらに全役職員が「コンプライアンス手帳」を常時携帯し、定期的に自己チェックを行うなど態勢整備を促進しています。

法令等遵守に係る基本方針

経営理念に基づき、高い倫理観と社会的使命や公共性を自覚して業務を遂行し、地域の信頼を確保する。

1. 経営幹部(役員および部室店長)は、金庫が公器であることを自覚して、経営理念に基づく健全な金庫運営を第一とする。
2. 役職員等は、立派な社会人として、高い法令等遵守(コンプライアンス)精神と社会的使命感を持って業務を遂行する。
3. 役職員等は、私生活の健全化に努める。
4. 反社会的勢力は断固排除する。

コンプライアンス態勢

コンプライアンスの実現のため、コンプライアンスに関連する方針や規程、組織や役割等を網羅した「コンプライアンス態勢」を役職員全員に周知し、教育・研修に活用しています。主な内容は以下のとおりです。

○コンプライアンスの組織と役割

役職員の基本的な責任と禁止事項、法務リスク管理規程に基づく各組織・役職員の役割等を定めています。コンプライアンスを統括する部署として役員を含めた全部室の横断的な組織である「コンプライアンス委員会」を設置しています。また、本部・営業店の全部室店に「コンプライアンス責任者」「コンプライアンス担当者」を配置し、「コンプライアンス責任者会議」「コンプライアンス担当者会議」を定期的開催するなどコンプライアンス態勢の整備を図ることとしています。

○コンプライアンス・マニュアル

役職員が遵守すべき法令等の解説や違反行為を発見した場合の対処方法などを定めています。毎月「コンプライアンス・チェックリスト」で自己チェックを行うことや、コンプライアンス違反情報の収集・報告、それらの事案へ対応するための組織と情報の流れを定めています。また、法令等の解説書等を整備しています。

○コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスの具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定することを定めています。

利益相反管理への対応について

当金庫は、利益相反管理基本方針ならびに利益相反管理規程を制定し、お客さまのお取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するよう努めています。

反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

(注) 本方針において「反社会的勢力」とは、属性要件として、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動(政治活動)等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下、これらを暴力団員等という。)、および暴力団員等が経営を支配または経営に実質的に関与していると認められる関係がある者、暴力団員等を不当に利用している者、暴力団員等への資金提供、便宜供与等、社会的に非難されるべき関係を有する者をいいます。更に、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当要求等の行為要件にも着目して判断します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針について

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、「経営理念」「みらい宣言」「行動の指針」に基づき、全役職員が常にお客さま目線を持ち、お客さま本位の業務運営に努めてまいります。また、より良い業務運営を実現するため、その取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを図ってまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求

お客さまの金融商品やサービスに関する知識、経験、財産の状況および金融商品の販売にかかる契約を締結する目的に照らして、お客さまの最善の利益を追求し、商品・サービスをご提供するように努めてまいります。

2. 利益相反の適切な管理

お客さまの利益が不当に害されることのないよう、別に定める「利益相反管理基本方針」に則り、お客さまとのお取引について適切に管理を行い、お客さまの利益を保護するように努めてまいります。

3. 手数料等の明確化

お客さまにご負担いただく手数料やその他の費用等は、その詳細についてお客さまにご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

4. 重要な情報の分かりやすいご提供

金融商品のご提案にあたっては、お客さまに適正な判断をしていただくために、別に定める「金融商品に係る勧誘方針」に則り、金融商品やサービスについての重要な情報を分かりやすくご提供するように努めてまいります。

5. お客さまにふさわしいサービスのご提供

お客さまとのお取引にあたっては、別に定める「金融商品に係る勧誘方針」に則り、お客さまの金融商品やサービスに関する知識、経験、財産の状況、お客さまが契約を締結する目的に照らして、お客さまにふさわしい金融商品やサービスをご提供するように努めてまいります。

6. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等

全役職員が常にお客さま目線を持ち、お客さま本位の業務運営を行うよう、研修その他の動機づけの枠組みやガバナンス態勢について適切に整備するように努めてまいります。

お客さま保護態勢について

金融商品取引法等への対応について

2007年9月の「金融商品取引法」の全面施行および信用金庫法等の関連法令の改正を受け、当金庫では、元本割れ等のリスクがある金融商品の販売管理態勢のさらなる充実に努めております。

お客さまにより一層ご満足、ご安心いただけるよう、以下の勧誘方針を遵守し、適切な運用のご提案を行ってまいります。

当金庫の勧誘方針

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身のご判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正なご判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

お客さまへの説明態勢について

融資取引をはじめとするお客さまとのお取引については、その内容をお取引の関係者に十分にご理解いただくことが必要です。そのため「説明態勢に係る規程」等を整備するとともに、職員教育の徹底・人材の育成を図ることとしています。

苦情等への対応について

お客さまからの苦情等に対しては、公平・誠実に対応し、迅速な解決を図ることが、お客さまとの信頼向上を図るうえで最も重要であると認識し、職員教育の徹底や他金融機関の事例も含めた事例の分析等を通じて、同様の苦情等の発生を未然に防止する態勢の整備に努めています。

金融ADR制度への対応について

当金庫は、お客さまからの相談・苦情等のお申し出に公平・誠実・迅速に対応するため、金融ADR制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して相談・苦情等の解決を図り、信頼性の向上に努めています。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

苦情処理措置

当金庫では、業務運営体制・内部規則を整備し、「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をホームページおよび各営業店に店頭掲示することで公表しています。苦情等のお申し出につきましては、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくは営業推進部（9時～17時、電話：0120-310-708）までお申し出ください。

紛争解決措置

下記の仲裁センター等に加えて最寄の弁護士会で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんぎん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。

- 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）
- 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）
- 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）
- 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）
- 鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）

顧客情報保護への対応について

お客さまに個人情報をお安心してご提供いただくため、関係法令および諸規程等を遵守し、「顧客情報保護基本方針」等に基づき顧客情報保護に努めます。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

お客さまの個人情報の利用目的に関するお知らせ

当金庫は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」ならびに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」に基づき、お客さまの個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用させていただきます。

業務内容

- ◎預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ◎公共債、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ◎その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

利用目的

- ◎各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
- ◎法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ◎預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
- ◎融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- ◎適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ◎与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ◎他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部に

ついて委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

- ◎お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ◎市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ◎ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため(お取引解約・終了後に行うものも含みます。)
- ◎提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ◎各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ◎その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ◎各種法定調書の作成、非課税貯蓄制度の適用のため
- ◎預金口座付番に関する事務のため

ダイレクト・マーケティングの中止

◎当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記のご相談窓口までお申し出ください。

法令等による利用目的の限定

◎信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

◎信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

個人情報に関するご相談窓口

大分みらい信用金庫 営業推進部

- 住所 〒874-8639 別府市駅前本町1番31号
- 電話番号 0977-22-1184
- FAX 0977-22-7671
- Eメール mirai@oitamirai.co.jp

●窓口の時間帯 9:00～17:00

(月～金 但し、金融機関の休業日を除く)

※詳しくは、本支店窓口にお申し出いただくか、当金庫ホームページをご覧ください。

金融犯罪に対する対応について

当金庫では、金融犯罪に対する対応について、以下の取り組みを行っております。

振り込め詐欺等への対応について

●振り込め詐欺にご注意ください

振り込め詐欺とは、いわゆる「オレオレ詐欺」や「還付金返還詐欺」等の総称です。

最近は犯罪の手口が複雑化しておりますので、十分にご注意ください。

●ATMコーナーでの対応(支払限度額、暗証番号変更)

全国的にキャッシュカードの偽造または盗難によりATMで預金が不正に引き出される被害が増加しております。

お客さまにおかれましては、キャッシュカードや暗証番号の厳重な管理をお願いします。暗証番号は定期的に変更することをお勧めします。暗証番号のご変更は、最寄りの当金庫ATMで可能です。

また、当金庫ATMで1日あたりのお支払限度額を減額変更することができます。普段ご利用される金額にあわせて制限することで、お客さまの大切なご預金を守ることができます。

●偽造、盗難キャッシュカード被害が発生した場合の取り扱い

キャッシュカードの偽造または盗難により個人のお客さまのご預金がATMから不正に引き出された場合には原則として当金庫が補償させていただきますが、お客さまに「重大な過失」または「過失」があるなどの場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分ご注意ください。

なお、ご不明な点がある場合には、当金庫の窓口等にお問い合わせください。

●キャッシュカード等の盗難、紛失の24時間受付実施

キャッシュカードの盗難・偽造等の被害に遭った時は、ただちに以下の受付先にご連絡ください。

曜日等	受付時間帯	受付先名称	受付先電話番号
平日	8時30分～17時00分	各お取引店	各お取引店電話番号
	上記時間帯以外	信金事故届け受付センター	0120-361-334
土曜・日曜・祝日		信金事故届け受付センター	0120-361-334

「暮らし安心」ネットワーク運動について

昨今多発する振り込め詐欺などの金融犯罪からお客さまを守り、安心して暮らせる地域づくりのため、全店で「暮らし安心」ネットワーク運動を展開しています。

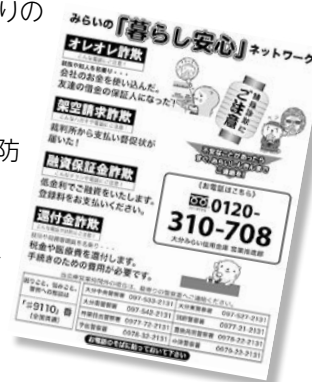
本活動については、別府警察署にもご協力いただき、2009年2月から活動を開始しました。

1.方針

お取引先が振り込め詐欺に遭わないよう、主にご高齢のお客さまと渉外係が連携して被害防止に努めます。

2.具体的内容

詐欺被害の未然防止を図るため、渉外係が当金庫への連絡方法等が記載されたパンフレットをお取引先に持参し、お客さまの電話機近辺に貼付させていただくことをお勧めしています。不審な電話や訪問、郵便物等があった場合、すぐにご連絡をいただき、一緒になって被害を防止しようとするものです。



マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への対応について

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、以下のとおり内部管理態勢を整備してまいります。

- 1.当金庫は、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、金庫内の役割と責任を明確に定め、適切な措置を講じる態勢を整備します。
- 2.当金庫は、直面するマネロン・テロ資金供与等にかかるリスクを特定・評価し、リスクベース・アプローチの考え方に則った適切なリスクの低減措置を講じます。
- 3.当金庫は、お取引時の確認を適切に実施するとともに、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、取引時の記録等から定期的に調査・分析を行い、対応策を見直します。
- 4.当金庫は、適切な取引モニタリング・フィルタリングを実施し、疑わしい取引を的確に検知・監視・分析する態勢を整備します。また、疑わしい取引を検知した際は、速やかに当局に届出を行います。
- 5.当金庫は、国内外の規則等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施します。
- 6.当金庫は、継続的な研修を通じて役職員のマネロン・テロ資金供与対策に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
- 7.当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関する諸施策の遵守状況・実効性について定期的に内部監査し、その結果を踏まえてさらなる改善に努めます。

預金商品のご案内

2022年6月末現在

主な預金の種類	特 色	期 間	お預け入れ金額
当座預金	小切手・手形を振り出すことによりお支払いできます。法人や個人事業者の方の効率的な資金管理に最適です。	随時	1円以上
普通預金	給与・年金・配当金の受け取り、公共料金の自動支払など、お気軽にご利用できます。オリジナルデザインのみらっこ通帳もございます。	随時	1円以上
無利型普通預金	無利息ですが、預金保険制度により、全額保護される普通預金です。すでにお持ちの普通預金口座を変更することもできます。	随時	1円以上
総合口座	1冊の通帳に普通預金、定期預金、自動融資(当座貸越)をセットした暮らしに欠かせない口座です。オリジナルデザインのみらっこ通帳もございます。	普通預金、定期預金と同様	(普通預金)1円以上 (定期預金)1万円以上
貯蓄預金	個人の方専用の預金です。20万円型と40万円型があります(自動受取・自動支払はご利用できません)。	随時	1円以上
通知預金	短期間の運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	税金の納付資金専用の預金です。	原則お引き出しは納税時のみ	1円以上
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。1年据え置いた後は、1カ月前にご連絡いただければお引き出しができます(個人の方に限ります)。	最長3年(据置期間1年)	100円以上 300万円未満
スーパー定期預金	プランに合わせてお預け入れいただける手軽で身近な定期預金です。個人の方でお預け入れ期間3年以上の場合は、複利型の運用ができます。	1カ月～5年	1,000円以上
大口定期預金	大口資金を有利に運用できる定期預金です。	1カ月～5年	1,000万円以上
変動金利定期預金	6カ月ごとに適用利率が変動する定期預金です。	1カ月～3年	1,000円以上
定期積金	一定額を毎月継続して積み立てる預金です。	6カ月～5年	掛金1,000円以上
積立定期預金	目標を決めて自由に積み立てます。ボーナス時に増額もできます。	1年～7年	1,000円以上
一般財形預金	いろいろな目的の貯蓄としてご利用できます。給与やボーナスからの天引きで積み立てます。事業主等を通じたお申し出により払い戻しいたします。	3年～15年	1,000円以上
財形年金預金	60歳以降に年金として受け取るための老後の資金づくりを目的として、給与やボーナスからの天引きで積み立てます。	5年以上	1,000円以上 (元利合計550万円までは非課税)
財形住宅預金	マイホームの新築やリフォームなど、住まいの資金づくりを目的として、給与やボーナスからの天引きで積み立てます。		
譲渡性預金(NCD)	譲渡可能な預金で大口資金の短期間運用に適しています。	2週間～2年	1,000万円以上
後見制度支援預金	ご本人の大切な預金を安全かつ簡便に管理するための制度です。	随時	1円以上

※金利は、店頭表示利率を適用します。

融資商品のご案内

2022年6月末現在

●個人向けローン

主なローンの種類	お使いみち	ご利用限度額	ご融資期間
住宅ローン	マイホーム物語	1億円以内	40年以内
	しんきん住宅ローン	8,000万円以内	35年以内
	しんきん無担保住宅・リフォームローン	1,500万円以内	20年以内
	しんきん空き家解体ローン「解・体・新・所。」	500万円以内	20年以内
教育ローン	しんきん教育ローン	1,000万円以内	16年以内 (在学中据置可)
	みらい教育カードローン「春、いちばん」	50万円～500万円以内	【カードローン期間中】 5年以内(1年更新) 【証書貸付切替後】 3カ月～10年以内
マイカーローン	しんきんマイカーローン	1,000万円以内	10年以内
フリーローン	みらいおさいふローン	500万円以内	10年以内 (申込金額が300万円以下の場合は7年以内)
	みらいフリーローンMAX500	500万円以内	10年以内
カードローン	しんきんフリーローンCan!	500万円以内	10年以内
	みらいきゃっする	500万円以内	5年(自動更新可)
その他	みらいカードローン	100万円以内	3年(自動更新可)
	みらいシニアライフローン	100万円以内	10年以内
	みらい環境ローン	500万円以内	6年以内
	職域サポートローン	1,000万円以内	15年以内

●事業者向けローン

主なローンの種類	お使いみち	ご利用限度額	ご融資期間
クイックワイド保証(大分県信用保証協会保証付)	事業資金にご利用できます。	8,000万円以内	10年以内
クイック1250保証(大分県信用保証協会保証付)		1,250万円以内	10年以内
事業者カードローン(大分県信用保証協会保証付)		2,000万円以内	1年または2年
みらい事業者カードローン300(大分県信用保証協会保証付)		300万円以内	1年または2年
みらい新事業応援当座貸越(大分県信用保証協会保証付)		2,000万円以内	1年
クイックローン(大分県信用保証協会保証付)		2億8,000万円以内	1年または2年
チャレンジ企業応援融資		1億円以内	10年以内
みらいビジネス応援ローン(アイフル保証)		500万円以内	10年以内
みらい夏期・年末特別短期融資	季節的な仕入・賞与資金などにご利用できます。	3,000万円以内	1年以内

※他にも各種ローンをご用意しています。詳しくは最寄りの窓口までお気軽にご相談ください。

主な金融商品・サービスの種類	特 色
テレホンバンキングサービス	フリーダイヤルで、残高照会や振込などがご利用できます。
インターネットバンキングサービス	パソコンや携帯電話から残高照会や振込、税金の払込などがご利用できます。法人の方には、総合振込など大量の振込ができるサービスもご用意しております。
為替自動送金サービス	毎月定期的な振込先(駐車場料、家賃、学費など)を登録することで煩雑なお振り込み手続きを自動化します。
預金口座振替サービス	家賃、授業料、会費などを、お客さまに代わって口座振替により集金代行します。
しんきんテレホン・ファクシミリサービス	コンピュータが電話またはFAXでお客さまの口座への振込入金をご連絡します。また、残高照会などもご利用できます。
貸金庫	有価証券、預金証書、貴金属など、お客さまの大切な財産を安全にお預りします。
夜間金庫	お店の売上代金などを、窓口が終了した後でも安全にお預りします。
しんきん電子マネーチャージサービス	楽天Edy株式会社のサービスであるEdyおよびEdyチャージをお客さまが利用することを目的に、信用金庫口座からのEdyチャージ(預金口座振替により引落し)ができるサービスです。
しんきんコンビニ収納サービス	事業を営むお客さまの販売代金を、全国のコンビニエンスストアを通して、取引先顧客から回収するサービスです。
みらいポイントカード	各種ご契約に応じて差し上げるポイントカードを集めていただくと、ポイント数に応じて景品と交換できるサービスです。
デビットカードサービス	お手持ちのキャッシュカードが、全国のJ-Debit加盟店でのお買い物などのお支払いにそのままご利用できるサービスです。
年金受取手続サービス	年金の受取手続や受取額の調査等を専門家を通じてお手伝いします。
公共債の窓口販売	個人向け国債等をお取り扱いしております。
生命保険の窓口販売	個人年金保険や一時払終身保険等をお取り扱いしております。
損害保険の窓口販売	住宅ローンご利用のお客さまへの長期火災保険や、企業の業務上の災害に備えるための損害保険をお取り扱いしております。
信託契約代理業務	相続信託、暦年信託、土地信託、年金信託、公益信託、特定贈与信託、特定金銭信託などをお取り扱いしております。 (三井住友信託銀行との信託契約代理店 取扱店:本店営業部、大分支店、中津中央支店) (信金中央金庫との信託契約代理店 取扱店:出張所を除く各支店)
併営業所代理店業務	遺言信託、遺産整理業務、国民年金基金加入勸奨業務をお取り扱いしております。 (三井住友信託銀行との信託契約代理店 取扱店:本店営業部、大分支店、中津中央支店) (信金中央金庫との信託契約代理店 取扱店:出張所を除く各支店)
しんきん電子記録債権サービス(でんさいネットサービス)	でんさいネットは、全国の金融機関が加盟する新たな資金決済手段です。当金庫も参加金融機関として、でんさいネットサービスの提供を行っております。

主な手数料のご案内

●国内為替手数料

内容		振込金額	当金庫同一店内宛		当金庫本支店内		他行宛
			非会員	会員	非会員	会員	
振込1件につき	ATM利用(現金扱い)	5万円未満	220円	220円	220円	220円	495円
		5万円以上	440円	440円	440円	440円	660円
	ATM利用(当金庫カード)	5万円未満	110円	無料	110円	無料	275円
		5万円以上	220円	無料	220円	無料	330円
	eバンキング利用(FB・HB・IB・モバイル・テレホン・法人IB)	5万円未満	無料	無料	110円	110円	330円
		5万円以上	無料	無料	220円	220円	440円
為替自動送金	窓口利用	5万円未満	330円	165円	330円	330円	605円
		5万円以上	550円	330円	550円	550円	770円
		5万円未満	無料	無料	110円	110円	330円
		5万円以上	無料	無料	220円	220円	440円
		新規契約手数料					1,100円
代金取立	当所(大分交換所扱い)	220円	その他				
	他所(当所以外の交換所扱い)	普通扱 至急扱	880円 1,170円	不渡手形返却料 660円	取立手形組戻料 660円	取立手形店頭呈示料 660円	送金・振込の組戻料 660円

●その他手数料

小切手帳(1冊/50枚)	660円	摘要入力伝票購入手数料	5,500円
約束手形・為替手形帳(1冊/50枚)	880円	両替	両替機 1～49枚…無料／50～500枚…100円／ 501～1,000枚…200円／1,001～1,500枚…300円
自己宛小切手(1枚)	550円		
各種取引履歴明細	550円	両替	窓口※4 1～49枚…無料／50～200枚…220円／ 201～500枚…330円／501～1,000枚…550円／ 1,001～2,000枚…1,100円／ 2,001枚以上は1,000枚ごとに550円加算
残高照会書	当金庫所定(1通) 330円 英文・その他(1通) 1,100円		
利息証明書発行(1通)	550円	金種指定支払手数料※5	1～49枚…無料／50～200枚…220円／ 201～500枚…330円／501～1,000枚…550円／ 1,001～2,000枚…1,100円／ 2,001枚以上は1,000枚ごとに550円加算
不動産担保設定 ※1	基本手数料 33,000円 変更・追加手数料 11,000円 抹消手数料 5,500円		
通帳・証書・キャッシュカード・ローンカード再発行	1,100円	大量硬貨入金手数料	1～200枚…無料／201～500枚…110円／ 501～1,000枚…330円／1,001～2,000枚…660円／ 2,001枚以上は1,000枚ごとに330円加算
ファームバンキング基本手数料(月額)	3,300円(1,100円 ※2)		
ホームバンキング基本手数料(月額)	3,300円(1,100円 ※2)		
個人インターネットバンキング基本手数料(月額)	無料		
法人インターネットバンキング基本手数料(月額)	3,300円(1,100円 ※2)		
テレホンバンキング基本手数料	無料		
署名鑑登録手数料	5,500円		
変更手数料	無料		
夜間金庫利用料(月額)	3,300円		
貸金庫利用料(年額)	7,700円～26,400円		
融資条件変更事務手数料 ※3	5,500円		
ICキャッシュカード発行・再発行	1,100円		
個人ローン融資実行事務手数料	1,100円		

※1.不動産担保設定手数料については、新規申込金額と現在ご利用いただいている借入残高の合計額が300万円以下の場合はいたadakません。

※2.照会・個別資金移動サービスのみの場合です。

※3.保証会社保証付きローンを除く証書貸付の条件変更の際に、融資条件変更事務手数料をいただきます。

※4.汚損した現金の交換、記念硬貨の交換、同一金種の新札への交換は、手数料はいたadakません。両替枚数は、お客さまがお引渡しになる紙幣・硬貨の合計枚数と両替後の紙幣・硬貨の合計枚数のいずれか多い枚数となります。

※5.現金による預金の払出の際に、金種指定をした場合、1万円札を除いた枚数に応じて手数料をいただきます。

●でんさいネット

記録等の種類			請求等する方法	
			パソコン	事務代行
利用料金【1件あたりの金額】	発生記録	当金庫宛	330円	880円
		他行庫宛	660円	1,210円
	譲渡記録	当金庫宛	330円	880円
		他行庫宛	660円	1,210円
	分割(譲渡)記録	当金庫宛	330円	880円
		他行庫宛	660円	1,210円
	開示請求	通常開示(オンライン)	無料	—
		特例開示(書面)	—	3,850円
		残高の開示(都度発行方式)	—	4,950円
		残高の開示(定例発行方式)	—	1,650円
	単独保証記録		330円	880円
	変更記録	変更記録(オンライン)	330円	—
		変更記録(書面)	—	2,750円
		支払等記録	330円	880円
特定記録機関変更記録			4,400円	

2021年度 開示項目一覧 I

●信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく記載事項

■単体ベースの開示項目

(信用金庫法施行規則第132条等における規定)

開示項目	情報編	資料編
1.金庫の概況及び組織に関する事項		
(1)事業の組織	20	
(2)理事・監事の氏名及び役職名	20	
(3)会計監査人の氏名又は名称	20	
(4)事務所の名称及び所在地	16～17	
2.金庫の主要な事業の内容		1
3.金庫の主要な事業に関する事項		
(1)直近の事業年度における事業の概況	4～5	2
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標		
①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③当期純利益又は当期純損失 ④出資総額及び出資総口数 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦預金積金残高 ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高 ⑩単体自己資本比率 ⑪出資に対する配当金 ⑫役員数 ⑬職員数 ⑭会員数		7
(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		
①主要な業務の状況を示す指標		
イ.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		7
ロ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支		7
ハ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘		7
ニ.受取利息及び支払利息の増減		7
ホ.総資産経常利益率		7
ヘ.総資産当期純利益率		7
②預金に関する指標		
イ.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高		8
ロ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高		8
③貸出金等に関する指標		
イ.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高		8
ロ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高		8
ハ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額		8
ニ.使途別の貸出金残高		8
ホ.住宅ローン及び消費者ローンの残高		8
ヘ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		8
ト.預貸率の期末値及び期中平均値		8
④有価証券に関する指標		
イ.商品有価証券の種類別の平均残高		9
ロ.有価証券の種類別の残存期間別の残高		9
ハ.有価証券の種類別の平均残高		9
ニ.預証率の期末値及び期中平均値		9

開示項目	情報編	資料編
4.金庫の事業の運営に関する事項		
(1)リスク管理の態勢		15～17、29
(2)法令遵守の態勢		30～32
(3)「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み		28
(4)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	8～13	
(5)金融ADR制度への対応		31
5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項		
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書		3～6
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及び①～④までに掲げているものの合計額 ①破産再生債権及びこれらに準ずる債権 ②危険債権 ③三月以上延滞債権(貸出金のみ) ④貸出条件緩和債権(貸出金のみ) ⑤正常債権		28
(3)自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況	5	18～19
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 ①有価証券 ②金銭の信託 ③デリバティブ取引		9
(5)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額		7
(6)貸出金償却の額		7
(7)金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨		4
6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの		6

■金融再生法第7条に基づく開示事項

開示項目	情報編	資料編
1.金融再生法第7条に基づく資産査定の結果について	5	28

■中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に基づく開示事項

開示項目	情報編	資料編
1.金融仲介機能の発揮について		28
2.地域密着型金融の取組状況	8～10	
3.地域貢献に関する情報開示	2	
4.総代会の機能強化に関する事項	18～19	

■連結ベースの開示項目

(信用金庫法施行規則第133条等における規定)

開示項目	情報編	資料編
1.金庫及びその子会社等の概況に関する事項		
(1)金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成		10
(2)金庫の子会社等に関する事項 ①名称 ②主たる営業所又は事務所の所在地 ③事業の内容 ④設立年月日 ⑤資本金 ⑥金庫が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 ⑦金庫の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合		10
2.金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項		
(1)直近の事業年度における事業の概況		10
(2)直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標 ①連結経常収益 ②連結経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 ④連結純資産額 ⑤連結総資産額 ⑥連結自己資本比率		10

開示項目	情報編	資料編
3.金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項		
(1)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書		11～14
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額 ①破産再生債権及びこれらに準ずる債権 ②危険債権 ③三月以上延滞債権(貸出金のみ) ④貸出条件緩和債権(貸出金のみ) ⑤正常債権		12
(3)自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況		23～24
(4)金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの		11～12
4.報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの		14

2021年度 開示項目一覧 II

●信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づく(連結は規則第133条第1項第3号ハ)、「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の記載事項一覧

■定性的な開示事項(単体・連結ベース)

開示項目	情報編	資料編
1.自己資本調達手段の概要		15
2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要		15
3.信用リスクに関する事項		15
4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要		15
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要		16
6.証券化エクスポージャーに関する事項		16
7.オペレーショナル・リスクに関する事項		16
8.出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要		16
9.金利リスクに関する事項		17
10.連結の範囲に関する事項		17

開示項目	情報編	資料編
■自己資本の構成に関する開示事項(単体ベース)		18

■定量的な開示事項(単体ベース)

開示項目	情報編	資料編
1.自己資本の充実度に関する事項		19
2.信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)		20～21
3.信用リスク削減手法に関する事項		21
4.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		21
5.証券化エクスポージャーに関する事項		22
6.出資等エクスポージャーに関する事項		21

開示項目	情報編	資料編
7.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		21
8.金利リスクに関する事項		21

開示項目	情報編	資料編
■自己資本の構成に関する開示事項(連結ベース)		23

■定量的な開示事項(連結ベース)

開示項目	情報編	資料編
1.自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって、信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額		24
2.自己資本の充実度に関する事項		24
3.信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)		25～26
4.信用リスク削減手法に関する事項		26
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		26
6.証券化エクスポージャーに関する事項		27
7.出資等エクスポージャーに関する事項		26
8.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		26
9.金利リスクに関する事項		26



〒874-8639 大分県別府市駅前本町1番31号
TEL 0977-22-1181(代表)

インターネットホームページ URL
<http://www.oitamirai.co.jp/>

E-mailアドレス
mirai@oitamirai.co.jp

みらいしんきん

検索

